

論 説

情報通信プラットフォームに関する競争法的考察（一）

福 田 雅 樹
林 秀 弥

〈目次〉

第一章 序論

第二章 電気通信事業法との関係

第一節 はじめに

第二節 企業結合に関連する制度をめぐる競争法的问题

第三節 連携に関連する制度をめぐる競争法的问题

第一款 はじめに

第二款 議論等の展開

第一項 この款の構成

第二項 Lモードサービスをめぐる議論及び禁止行為制度の創設

第三項 プラットフォーム及びレイヤーに着目した議論の展開

第四項 新競争促進プログラム二〇一〇

………（以上・本号）

第五項 近時の議論の展開

……………(以下・次号)

第三款 連携に関連する制度

第四款 プラットフォーム事業者を当事者の一方とする連携をめぐる競争法の問題

第四節 小括

第三章 独占禁止法との関係

第四章 結語

第一章 序論

第一節 背景

情報通信分野は、その事業領域（以下「レイヤー」という。）が端末、ネットワーク、プラットフォーム及びコンテンツ・アプリケーションという四層に分類される。⁽¹⁾ そのうち、ネットワークのレイヤー（ネットワークにより情報を伝送する事業のレイヤーであり、⁽²⁾ 物理網レイヤー及び通信サービスレイヤーにより構成される。⁽³⁾ 以下「ネットワークレイヤー」という。）においては、電気通信事業が営まれている。⁽⁴⁾ 電気通信事業については、その公共性にかんがみ、⁽⁵⁾ 電気通信設備の接続に関する制度等その公正な競争を促進することを内容とする制度の体系が電気通信事業法（昭和五九年法律八六号）等により構築されているほか、競争の一般的ルールとされる昭和

二二年法律五四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律。以下「独占禁止法」という。）上の関心も向けられてきた。⁽⁶⁾

他方、ネットワークレイヤー上でコンテンツ・アプリケーションを円滑に流通させる機能を提供するプラットフォームのレイヤー（以下「プラットフォームレイヤー」という。）については、その重要性については夙に認識されていたもの⁽⁸⁾、プラットフォームという概念自体が実定法上の概念となるには至っておらず、プラットフォームレイヤーにおける事業活動の在り方自体に着目した制度の体系も未だ構築されていない⁽¹⁰⁾。しかしながら、プラットフォームの機能には、ネットワークの外部性が働き、一旦確立されたプラットフォームが寡占的ないし独占的となる傾向があることから、プラットフォームレイヤーについてはその競争上の規律が問題となるものと見られている。⁽¹¹⁾

情報通信分野のネットワークについては、その利用の重点が「通信」から「コンテンツ配信・商取引基盤」に移りつつあることが指摘されている。⁽¹²⁾ また、パソコンと比べても遜色がない程に高機能化及び多機能化が進んでいるスマートフォン、タブレット端末等の普及が進んでいる。近時においては、このような状況の下で、プラットフォームの中でも、ソーシャルネットワークキングサービス⁽¹⁴⁾（以下「SNS」という。）、検索、動画配信、音楽配信、アプリマーケット等「サービス系プラットフォーム」の利用者数が世界的に拡大してきていることを受け、このようなサービス系プラットフォーム及びその機能を提供する事業者の在り方が他のレイヤーにおける競争に及ぼす影響に注目が集まるようになっていく。⁽¹⁵⁾

プラットフォームレイヤーの事業者の振舞いに起因して他のレイヤーにおける競争が阻害される場合には、そのこと自体が当該他のレイヤーにおける競争上の観点からまず問題となるが、それに加えて、仮にその場合に当

該他のレイヤーにおける競争が阻害されることの結果として当該他のレイヤーの事業者が提供するサービスの利用者による情報の流通という営為自体が阻害されるとすれば、そのことが当該サービスの利用者としての地位に係る利益(すなわち、当該サービスを利用して情報の流通という営為を行う当事者としての地位に係る利益)の保護の観点及び社会・公共の観点からそれぞれのように評価すべきなのかも問題となろう。⁽¹⁷⁾

プラットフォームは、双方向市場(two sided market)における複数の顧客グループの間に位置するものであり、一方の顧客グループとの取引の増加が他方の顧客グループの取引をも増加させるという間接的ネットワーク効果が働くものであることが知られている。⁽¹⁸⁾このことから、プラットフォームについては、顧客グループ相互間の間接的ネットワーク効果を内部化することで社会的厚生を改善する可能性があるものと見られている。⁽¹⁹⁾また、プラットフォームについては、そこで提供されるサービス・技術に関する料金が規模の経済性及び範囲の経済性により低廉化すること、取引費用(取引の相手及び対象の探索に要する費用、契約の交渉・履行・確認の費用等)が削減すること等といった社会的な便益をもたらすものであることも知られている。⁽²⁰⁾このようなプラットフォームの形成については、事業としての十分なインセンティブが存在することから、民間主導によつて進められるのが基本であるとされている。⁽²¹⁾

しかしながら、プラットフォームがネットワーク外部性の効果により寡占的ないし独占的となる傾向があることにかんがみると、プラットフォームレイヤーの事業については、民間主導を基本とするとしても、その競争上の規律が問題となる。プラットフォームが寡占的ないし独占的となる傾向に起因する競争上の問題の具体的な類型としては、プラットフォームレイヤーの事業者とコンテンツ・アプリケーションのレイヤー(情報通信に関わるサービス又はコンテンツの制作及び供給に関わる事業、情報通信システムに関するアプリケーション又はソフ

トウェアの開発、運用等に関わる事業のレイヤー。⁽²⁵⁾ 以下「コンテンツ・アプリケーションレイヤー」という。の事業者との間の垂直的な関係が強化される場合に生ずる市場閉鎖効果、⁽²⁴⁾ プラットフォームレイヤーにおける市場支配力の他部門へのレバレッジ及び顧客のロックインを奇貨とする反競争的な行為という三つの類型が指摘されている。⁽²⁵⁾

これら三つの類型は、おおむねプラットフォームレイヤーの事業者と他のレイヤー事業者との間の垂直的な企業結合又は連携に関わるものと認められる。ただし、第一の類型については、垂直的な関係の強化とあるが、これは垂直的な企業結合又は連携の強化にほかならない。第二の類型については、その手段としてプラットフォームと他のレイヤーの補完的商品との抱き合わせ等が念頭に置かれているが、⁽²⁶⁾ 当該抱き合わせ等は、プラットフォームレイヤーの事業者が自ら当該他のレイヤーの事業を営まない限り、当該事業者と当該他のレイヤーの事業者との間でその実施に関し垂直的な連携がなされることが前提となるものである。第三の類型については、その手段たる反競争的な行為として拘束条件付取引及び優越的地位の濫用が念頭に置かれているが、⁽²⁷⁾ この拘束条件付取引等は、当該ロックインに係る垂直的な関係を維持することが当該行為の相手方にとっても必要であるという状況がなければ成立しがないものである。

また、プラットフォームレイヤーにおいて互いに代替的なプラットフォームを運営する事業者による水平的な企業結合は、寡占的ないし独占的な市場における競争単位の消滅という事態を意味するものであることから、競争上の規律の見地からは、プラットフォームが寡占的ないし独占的となる傾向を有するものであることを踏まえて、その競争制限効果を慎重に評価すべきものである。⁽²⁸⁾ 他方、プラットフォームレイヤーにおける水平的な連携のうち、プラットフォーム間の相互運用性の確保に向けた連携については、プラットフォーム間の乗換えの費

用を削減させ、もってコンテンツ・アプリケーションレイヤー及びネットワークレイヤーにおける競争を促進する効果がむしろ期待されている。⁽²⁹⁾

第二節 研究の目的

本稿は、前節で概観した背景を踏まえ、プラットフォーム事業者（プラットフォームレイヤーの事業者、すなわち、プラットフォームの機能を他人の需要に応ずるために提供する事業（プラットフォームの機能を単独で提供する事業のほか、プラットフォームの機能に他のレイヤーの役務等を組み合わせて提供する事業を含む。⁽³⁰⁾以下「プラットフォーム事業」という。）を営む者をいう。以下同じ。）を当事者の一方とする企業結合又は連携に関し、その情報通信分野における競争に関連する法的問題⁽³²⁾（以下において「競争法的問題」という場合がある。）について、電気通信事業法の見地及び独占禁止法の見地の双方から考察を施し、もってプラットフォーム事業をめぐる競争法的問題に係る規律の在り方に關し示唆を得ることを目的とする。

ところで、前節において述べたように、「プラットフォーム」という概念は、未だに実定法上の概念となるには至っていない。また、実定法の規定を離れてみても、「プラットフォーム」という用語については、様々な場面において各様に用いられており明確な定義が定着している訳ではない。⁽³³⁾そこで、本稿の対象とする「プラットフォーム」の範囲を検討するに当たつての参考とするため、情報通信当局たる総務省の行政過程においてこれまでの都度都度に示されたプラットフォームの定義を参照してみたところ、差し当たり次のような例が見いだされる。

- ・「複数のネットワーク・端末をシームレスにつなげ、様々なアプリケーションを提供しやすくするための共通基盤」⁽³⁴⁾
 - ・「認証・課金、QoS (Quality of Service) 制御、デジタル著作権処理など、コンテンツ・アプリケーションを通信サービスレイヤーで円滑に流通させるための機能」⁽³⁵⁾
 - ・「物理的な電気通信設備と連携して多数の事業者間又は事業者と多数のユーザー間を仲介し、コンテンツ配信、電子商取引、公的サービス提供その他の情報の流通の円滑化及び安全性・利便性の向上を実現するサービス」⁽³⁶⁾
 - ・「エンドエンドベースのデータ流通において、端末あるいはネットワーク、又はその双方の連携によって情報の付与・加工・再構成などを行うものであり、コンテンツ・アプリケーションを通信サービス上で円滑に流通させるための共通基盤」⁽³⁷⁾
 - ・「通信レイヤー上でコンテンツ・アプリケーションを円滑に流通させる機能」⁽³⁸⁾
 - ・「ICTネットワーク、とりわけインターネットにおいて、多数の事業者間ないし多数の事業者とユーザー間を仲介し、電子商取引やアプリ・コンテンツ配信その他の財・サービスの提供に必要な基盤的機能」⁽³⁹⁾
- これらの定義は、前述のとおり各様であるが、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者が供給するコンテンツ・アプリケーションの通信サービスレイヤーにおける流通を円滑なものとするための機能を提供するものに着眼していることにおいては最低限共通している。また、前節においてサービス系プラットフォームについて言及した際にその例として掲げたSNS、検索、動画配信、音楽配信及びアプリマーケット並びにSNSと同様に「様々なサービスを包含した総合サービス」たるポータルサイトも、やはりコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者が供給するコンテンツ・アプリケーションの通信サービスレイヤーにおける流通を円滑なもの

とするための機能を提供するものである。

しかるに、そもそもプラットフォームは、その機能の実装の形態において、ネットワークに実装される形態、端末に実装される形態、端末とサーバーとが連携して提供される形態等に分類することができるものの一様ではなく、こうした実装の形態も他の市場との関係、技術革新等によって急速に変化するものと考えられている。このことは、プラットフォームの概念を定義すること自体がそもそも困難であることに加え、仮にプラットフォームの概念を厳密に定義したところで、その定義が他の市場との関係、技術革新等によって急速に陳腐化しかねないことを意味しているものと考えられる。⁽⁴⁴⁾

そこで、本稿の対象とする「プラットフォーム」については、その概念を厳密に定義することを敢えて避け、その機能の実装の具体的な形態如何にかかわらず、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者が供給するコンテンツ・アプリケーションの通信サービスレイヤーにおける流通を円滑なものとするための機能を提供することであることを前提としつつ、この節において参照した都度都度の定義のいずれかに該当するものであることをもって足りるという程度に広めに構えるものとする。⁽⁴⁵⁾

また、本稿において「企業結合」としては公正取引委員会の企業結合審査の対象とされる「企業結合」、すなわち、合併、事業の譲受け等「固い結合」を念頭に置き、「連携」としては継続的な取引関係の形成、業務提携、技術提携等「ゆるい結合」を典型例として念頭に置く。⁽⁴⁷⁾ただし、「連携」は、対等な関係の形成には限定せず、前節において言及した顧客のロックスインを奇貨とする拘束条件付取引等のように、当事者の一方を不当に拘束し、又は不当に不利益をもたらす行為ではあるが、これに応じなければ更に不利な結果となる場合にやむを得ず応ずるものをも広く含むものとする。このため、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする複数の事業者間の関

係の形成全般が本稿における「連携」たり得る。

なお、本稿においては、考察の対象とする事業を営む者として専ら法人を念頭に置くものとする。

本稿の構成は、次のとおりとする。次章においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合及び連携に関する競争法の問題について、電気通信事業法の見地から、同法に設けられている企業結合及び連携に関連する制度の展開に即して考察する。第三章においては、プラットフォームに関連する独占禁止法の事例に即して、独占禁止法の見地からの競争法の問題に関し考察する。第四章においては、次章及び第三章における考察の結果を総合することによって得られる示唆を整理する。

注

- (1) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会「電気通信事業分野におけるブロードバンド競争政策の在り方」八頁注五（平成一四年）参照。
- (2) 総務省編『平成二四年版 情報通信白書』一七七頁注二〇（ぎょうせい、平成二四年）参照。
- (3) 通信プラットフォーム研究会「通信プラットフォームの在り方」五頁注三（平成二二年）参照。
- (4) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（一）・八頁注五参照。ただし、プラットフォームのレイヤーに属する事業及びコンテンツ・アプリケーションのレイヤーに属する事業の中にも、それぞれ電気通信事業（電気通信事業法の規定を適用しない電気通信事業として同法二六四条一項各号に掲げる事業を含む。）に該当すると解される事業が含まれている。このことについては、次章において述べる。
- (5) 電気通信事業法一条参照。

- (6) 公正取引委員会⇨総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」Ⅰ第一（平成一三年制定、平成一四年最終改定）参照。
- (7) 通信プラットフォーラム研究会・前掲注（三）・五頁参照。プラットフォーラムが果たし得る機能としては、アプリケーション利用に係る取引仲介機能、アプリケーションを集約化するポータル機能、ユーザーの本人確認等の認証機能、ユーザーに対する契約・課金等の代行機能、アプリケーション提供の与信機能、取引手順やデータ形式等のシステム基盤機能、価格形成や品質評価等の市場機能及び著作権等の知的財産権管理機能という八種の機能が考えられ、実際に展開されているプラットフォーラムの事業はこれらの機能の全部又は一部を提供する事業として位置付けることができるとされる（ユビキタスネット社会におけるプラットフォーラム機能のあり方に関する研究会「ユビキタスネット社会を担うプラットフォーラムの展望」ICT産業の競争力強化に向けて「四〇頁・四七頁（平成一七年）参照。）。
- (8) 総務省（旧・郵政省）においてプラットフォーラムに関することの検討を行うことを明示的に謳って設けられた累次の会議体は、平成一二年七月に設置された「次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会」にまで遡ることができる。
- (9) 通信プラットフォーラム機能なる概念が電気通信事業法上存在しないことを指摘するものとして、情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」七八頁（平成一三年）を参照。
- なお、鉄道等の駅に置かれるプラットホームについては、関連法規に規定が置かれている。
- (10) 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会「報告書」二四頁（平成一九年）参照。ただし、次章において概観するように、市場支配力を有するとされる電気通信事業者によるコンテンツプロバイタ等の業務に対する不当な規律・干渉の禁止及び総務大臣によるその停止又は変更の命令の制度（電気通信事業法三〇条三項三号三号及び四項）をはじめとして、電気通信事業者のプラットフォーミュレイヤーにおける事業活動の在り方を射程に包む制度は、同法のうちにも設けられている。

- (11) 林秀弥「情報通信と放送産業のプラットフォーム機能に対する独占禁止法と競争政策上の課題」産研論集三五号一〇八頁（平成二〇年）参照。
- (12) 林・前掲注（一一）・一一〇頁参照。
- (13) 総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価二〇一一」一頁（平成二四年）参照。
- (14) 「会員として登録した者間の交流のための通信機能を備え、ゲーム等のアプリケーションソフトにおいても、当該機能を利用することが可能なウェブサイトを提供するサービス」をいう。この定義は、公正取引委員会平成二三年六月九日排除措置命令（平成二三年（措）第四号、株式会社ディー・エヌ・エーに対する件）に係る排除措置命令書（http://snk.jite.go.jp/JDS/data/pdf/H230609H23J11000004_23-4%EF%BC%88DeNA%EF%BC%89.pdf）七頁における「携帯電話向けソーシャルネットワークワーキングサービス」の定義を踏まえたものである。
- (15) 総務省・前掲注（一二）・四五頁参照（「サービス系プラットフォーム」及びその例示については、同頁の図表Ⅰ―四四を参照。）。
- (16) プラットフォームレイヤーの事業者が取引相手に対して不公正な取引方法に当たる取引を強いる事例が発生しており、事業者の自由で健全な経済活動を阻害するのみならず、情報の自由な流通までも阻害するおそれが現実のものとなりつつあることを平成一九年の時点に指摘するものとして、通信・放送の総合的な法体系に関する研究会・前掲注（一〇）・二四頁参照。
- (17) インターネットによる情報の授受が国民の生活に深く浸透し、インターネット自体が放送メディアに類する社会のインフラに変わらなっていくことにかんがみ、インターネットを介して提供されるサービスの在り方について、競争法的な規律のみならず、一定の社会的ないし公共的な観点からの規律が求められる状況に変化してきているのではないかとの問題意識を示すものとして、林・前掲注（一一）・一二頁・一二三頁参照。
- (18) 林・前掲注（一一）・一一四頁参照。

- (19) 林・前掲注(一一)・一一六頁参照。
- (20) 林・前掲注(一一)・一一六頁、一一七頁参照。
- (21) ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注(七)・六六頁参照。
- (22) ネットワーク外部性ないしネットワーク効果は、従来の流通構造においてはあまり意識されてこなかったものである。しかしながら、近時のプラットフォームをめぐる競争法上問題となった事例においては、ネットワーク効果が重大な影響を及ぼしているものと考えられる。このため、プラットフォームについて、その特徴及び競争法(競争政策)との関係を検討する際には、そのネットワーク効果を勘案することが重要である。特に、プラットフォーム事業者の行為を競争法上評価するに当たっては、そのプラットフォームのネットワーク効果が競争法上どのように位置づけられるのかについて留意する必要がある(このことに関し、独占禁止法におけるネットワーク効果の位置づけを示すものの例として、公正取引委員会「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」(平成二二年)が挙げられる。この指針においては、排他的取引が他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができないう競争者の事業活動を困難にさせるものであるか否かの判断に関し「例えば、商品の特性としてネットワーク効果が認められる場合は、そうでない場合と比較して、排他的取引により競争者の商品を取り扱う事業者が減少するのに伴って競争者の商品の利用価値が低下し、そのことが更なる利用者の減少を招くこととなる。したがって、他に代わり得る取引先を容易に見いだすことができないう競争者の事業活動を困難にさせると認められやすくなる。」との記載がある(第二の三(二)ア参照。))ほか、供給拒絶・差別的取扱いに関する説明でもネットワーク効果について言及されている(第二の五(一)参照。))。
- なお、経済学においては、ネットワーク効果に関連し次の三つの特徴を有するプラットフォームが「多面的プラットフォーム」と定義される(川濱昇・大橋弘・玉田康成編『モバイル産業論 その発展と競争政策』一一〇頁・一一三頁(東京大学出版会、平成二二年)参照。)。第一に、プラットフォームの各サイドの利用者の取引には(間接的)ネットワーク効果による補完性が存

在することである。第二に、利用者間の直接交渉による内部化・コオーディネーションは行えず、プラットフォームを営む主体のみがネットワーク効果を完全に又は部分的に内部化することができることである。第三に、プラットフォームを営む主体が各サイドの利用者に対して市場支配力を保有していることである。

(23) 総務省編・前掲注（二）・一七九頁注二〇参照。

(24) 市場閉鎖効果としては、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者による「投入物閉鎖」及びプラットフォームレイヤーの事業者による「顧客閉鎖」があるとされる（林・前掲注（二）・一一九頁参照）。

(25) 林・前掲注（二）・一一九頁、一二二頁参照。このほか、プラットフォームレイヤーの事業者が他のレイヤーに展開することについて、支配的なプラットフォームが存在する場合には排他的な取引が行われる可能性があることを指摘するものとして、ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注（七）・四九頁参照。

(26) 林・前掲注（二）・一二〇頁参照。

(27) 林・前掲注（二）・一二〇頁、一二二頁参照。

(28) このことに関し、企業結合規制の見地からの問題意識を示すものとして、林・前掲注（二）・一一七頁参照。

(29) 総務省「電気通信事業分野における競争状況の評価二〇〇七」二六七頁（平成二〇年）参照。

(30) ここで単に「プラットフォームを他人に提供する事業をいう。」とはせずに「プラットフォームを『他人の需要に応ずるために』提供する事業をいう。」としたことは、電気通信事業法（昭和五九年法律八六号）二条四号に掲げる電気通信事業の定義（「電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業（中略）をいう。」）に準拠したことによるものである。

(31) 例えば、携帯電話事業者は、自らが運営するプラットフォームの機能たるポータルサイトの機能、認証・課金機能等と自らが運営するネットワークレイヤーの電気通信役務とを組み合わせるその利用者に提供している（差し当たり、総務省・前掲注

- (二一九)・二七六頁及び林・前掲注(一一)・一〇一頁参照。)
- (32) プラットフォームレイヤーの事業者を当事者の一方とする企業結合又は連携に関する法的問題としては、情報通信分野における事業者間の競争の在り方に関する関心に基づくもの以外にも、例えば、個人情報保護、プライバシーの確保等に関する関心に基づくものが考えられる(通信プラットフォーム機能について、利用者の個人情報と密接に関連するものもあるため、そのオーブン化に際しては、事業者間の競争促進の面だけに重きを置くのではなく、個人情報保護の観点から適切な措置が講じられることを前提とするなど利用者保護の視点も念頭に置くべきことを指摘するものとして、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」六六頁(平成二十二年)参照。)
- が、本稿においてはその対象とする法的問題を情報通信分野における事業者間の競争の在り方に関する関心に基づくものに限定している。
- (33) ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注(七)・三五頁及び総務省編・前掲注(二)・一七四頁注九参照。
- (34) ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注(七)・三六頁参照。
- (35) ネットワークの中立性に関する懇談会「ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書」三頁(平成一九年)参照。
- (36) 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会・前掲注(一〇)・二四頁参照。
- (37) 総務省・前掲注(二九)・二六三頁参照。
- (38) 通信プラットフォーム研究会・前掲注(三)・五頁参照。
- (39) 総務省編・前掲注(二)・一七四頁注九参照。
- (40) プラットフォームがコンテンツ・アプリケーションレイヤーとネットワークレイヤーとを仲介する「結節点」をなすものであることについて、林・前掲注(一一)・一〇一頁参照。

- (41) 電気通信事業部データ通信課「電気通信事業参入マニュアル（追補版）・届出等の要否に関する考え方及び事例」二二五頁（平成一七年）参照。
- (42) 総務省・前掲注（二二九）・二二四頁参照。
- (43) プラットフォームを一意に特定することが困難であることを指摘するものとして、通信プラットフォーム研究会・前掲注（三）・五頁参照。
- (44) 通信と放送が融合しつつある現在においては、プラットフォームを定義することよりも、プラットフォームとして機能している対象が競争に対してどのように影響しているかを分析し、必要があれば規制の対象とすべきプラットフォームを選別すべきであることを説くものとして、河谷清文「メディア融合におけるプラットフォーム間競争と独禁法」河谷清文ほか『メディア融合と競争にかかる法制度の研究』九七頁（情報通信政策研究プログラム、平成二二年）参照。
- (45) ただし、議論の煩雑を避けるため、放送法（昭和二五年法律二二二号）一四七条一項に規定する有料放送のプラットフォームに関すること（すなわち、同法一五二条一項に規定する有料放送管理業務に関すること及び同条二項に規定する有料放送管理事業者に関すること）は、本稿における考察の対象から外すものとする。
- (46) 公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」はじめに（平成一六年制定、平成二三年最終改定）参照。
- (47) 「固い結合」と「ゆるい結合」については、舟田正之「NTT分割」に関する法的諸問題」立教法学四六号一七頁・一八頁（平成九年）参照。
- (48) 「固い結合」と「ゆるい結合」とは相対的な概念であるとされる（舟田・前掲注（四七）・一九頁参照）。そこで、以下においては、「企業結合」と「連携」とを敢えて区別せず、「企業結合」及び「連携」の両者が相まって複数の事業者の結びつき全般（複数の事業者が合併等により単一の事業者となること及び複数の事業者の事業が譲受け等により単一の事業者の事業となること）を

含む。)を包含するものとして議論を展開する場合がある(プラットフォームレイヤーの事業者とコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業者との統合が進むことの反競争的效果について、当該統合が「固い結合」であるのか「ゆるい結合」であるのかを敢えて区別せずに議論を展開することとしている例として、林・前掲注(一一)・一一九頁注六一参照)。

第二章 電気通信事業法との関係

第一節 はじめに

この章においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合及び連携に関する競争法的问题について、電気通信事業法の見地から考察する。具体的には、同法に設けられている電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合及び連携に関連する制度の展開をそれぞれ概観し、これらの制度のプラットフォーム事業者に対する適用関係を踏まえつつ、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合及び連携に対するこれらの制度の適用をめぐる競争法的问题を考察する。この章の構成は、次のとおりとする。次節においては企業結合に関連する制度に関し考察し、第三節においては連携に関連する制度に関し考察した上で、第四節においては次節及び第三節の考察の結果から得られる示唆を小括する。

第二節 企業結合に関連する制度をめぐる競争法的问题

第一款 この節の構成

この節においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合に関する競争法的问题について、電気通信事業法の見地から考察する。次款においては、第三款の準備として、電気通信事業の参入及び退出（事業の休廃止及び法人の解散（合併以外の事由によるものに限る。）をいう。以下この節において同じ。）に関する制度の展開を概観する。同款においては、第四款の準備として、電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合に関する制度の展開を概観し、当該制度に内在する競争法的问题を考察する。同款においては、第三款の結論及び当該制度のプラットフォーム事業者に対する適用関係を踏まえ、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合に対する当該制度の適用をめぐる競争法的问题を考察する。

第二款 電気通信事業の参入及び退出に関する制度

企業結合は、その実質において参入又は退出と同等の効果を有するものと見られている⁽¹⁾。また、電気通信事業法に設けられている電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合に関する制度は、次款において概観するよう、同法に定める電気通信事業の参入及び退出に関する制度上の取扱いの別に応ずる形で設けられている。電気通信事業の種類並びに種類ごとの参入及び退出に関する制度は、平成一五年法律一二五号による電気通信事業法の改正を境として、その前後で大きく様相を異にするものとなっている。そこで、この款においては、次款の準備として、同法に設けられている電気通信事業の種類並びに種類ごとの参入及び退出に関する制度の展開を概観

する。

電気通信事業の種類は、電気通信事業法の制定の当初から平成一五年法律一二五号による改正までの間は、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業たる第一種電気通信事業と第一種電気通信事業以外の電気通信事業たる第二種電気通信事業に区分され、後者は電気通信設備の規模等により特別第二種電気通信事業と一般第二種電気通信事業に区分されていた（六条及び二一条）^①。第一種電気通信事業の参入及び休廃止については郵政大臣（省庁再編後は総務大臣。以下この節及び次節において同じ。）の許可を要し（九条一項及び一八条一項）、法人の解散については郵政大臣の認可がその効力の発生の要件とされ（同条三項）、特別第二種電気通信事業の参入については郵政大臣の登録を要し（二四条一項）、特別第二種電気通信事業の退出並びに一般第二種電気通信事業の参入並びに退出については郵政大臣への事後の届出を要するものとされていた（二三条三項及び四項並びに三〇条）。

平成一五年法律一二五号により電気通信事業法が改正され、電気通信事業の種類が廃されてからは、事業の参入については電気通信回線設備の規模等に応じて総務大臣の登録又は総務大臣への事前の届出を要し（九条及び一六条一項）、事業の休廃止及び法人の解散については総務大臣への事後の届出を要する（一八条一項及び三項）ものとされている。ただし、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は総務大臣の認定を受けて公益事業特権を得ることができ（一一七条一項）、認定電気通信事業者（同項の認定を受けた者をいう。以下次款第二項において同じ。）による事業の休廃止については総務大臣への事後の届出を要する（一二四条一項）。

第三款 企業結合に関連する制度

第一項 この款の構成

電気通信事業法においては、前款において概観した制度に基づく参入及び退出に関する取扱いの別に応じて、電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合に関する制度が設けられている。この款においては、次款の準備として、次項において当該制度の展開を概観し、当該制度と競争との関係を整理した上で、第三項において、次項の結論を踏まえて、当該制度自体に内在する競争法の問題を提示し、これを考察する。その結論をもって、次款において考察すべきプラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合に対する当該制度の適用をめぐる競争法の問題の提示及びその考察に当たって則るべき基礎を得る。

第二項 関連する制度の展開

この項においては、電気通信事業法に設けられている電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合に関する制度の展開を概観する。ただし、現在の同法三一条には、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を対象として、同条一項の特定関係事業者の取扱い等に関する制度が設けられているが、同項の規定により特定関係事業者として総務大臣の指定を受けている者が現在のところエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社のみであることにかんがみ、この制度に関することについては、紙幅の都合上、以下この節においては措くものとする（必要に応じ、連携に関する制度としての側面に着目して、次節においては言及する）。

この項において概観すべき制度としては、具体的には、事業の全部の譲渡し及び譲受け並びに事業を営む者たる法人の合併に関する制度が電気通信事業法の制定の当初から設けられているほか、分割（事業の全部を承継さ

せるものに限る。以下この項及び次項（同法に関する記述に限る。）において同じ。）に関する制度が平成一二年法律九一号（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律）により加えられている。これら合併等（事業の全部の譲渡し及び譲受け並びに事業を営む者たる法人の合併及び分割をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する制度の概要は、次のとおりである。

平成一五年法律一二五号による改正前の電気通信事業法においては、第一種電気通信事業者を当事者の一方とする合併等については、郵政大臣の認可がその効力の発生要件とされていた（一六条一項及び二項。合併等があったときは、承継法人（事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により事業の全部を承継した法人をいう。⁹⁾以下この項及び次項において同じ。）が第一種電気通信事業者の地位を当然承継するものとされていた（同条四項）。他方、第二種電気通信事業者を当事者の一方とする合併等については、承継法人が第二種電気通信事業者の地位を当然承継し、承継法人が郵政大臣への事後の届出を要するのみとされていた（二三条一項及び二項並びに三〇条）が、合併等自体の効力の発生要件は特段設けられていなかった。

平成一五年法律一二五号により電気通信事業法が改正され、電気通信事業の種類が廃されてからは、承継に係る電気通信事業者が同法九条の登録を受けた者（以下この項において「登録電気通信事業者」という。）である場合であつて承継法人が同法一二条一項一号から三号までのいずれかに該当するときを除き、承継法人が当該電気通信事業者の地位を当然承継し、承継法人が総務大臣への事後の届出を要するとされている（一七条一項及び二項）が、このほかには合併等自体の効力の発生要件は特段設けられていない。そのほか、認定電気通信事業者を当事者の一方とする合併等については、合併等自体の効力の発生要件は特段設けられていないが、

承継法人が認定電気通信事業者の地位を承継するためには総務大臣の認可を受けることが必要とされている（一二三条三項及び四項）。

このように、現在の電気通信事業法においては、合併等により承継法人が電気通信事業者の地位を当然承継することの例外は、承継に係る電気通信事業者が登録電気通信事業者である場合及び承継に係る電気通信事業者が認定電気通信事業者である場合について定められている。前者の場合については、前述した同法一二条一項一号から三号までが登録電気通信事業者の地位の当然承継の例外を画する基準とされている（一七条一項ただし書）。同法一二条一項各号は同法九条の登録の必要的拒否事由を掲げる号であるが、同項一号から三号までにおいては登録の申請者又はその役員の有線電気通信法（昭和二八年法律九六号）又は電波法（昭和二五年法律一三一号）の規定による処刑歴及び登録の取消歴⁽⁴⁾に関することが掲げられている。

後者の場合については、承継法人が電気通信事業法一二三条三項又は四項の認可を受けられない場合に認定電気通信事業者の地位を承継できない。この認可については、同法一一八条及び一一九条の規定が準用される（一二三条五項）。同法一一八条においては、各号に認定の欠格事由が掲げられている⁽⁵⁾。同法一一九条においては、各号に認定の要件たる事由が掲げられている。具体的には、申請者の経理的基礎及び技術的能力、申請に係る電気通信事業の計画の確実性及び合理性並びに申請に係る電気通信事業を営むために必要な登録又は届出を了していることである。したがって、同法一二三条三項又は四項の認可に当たっては、同法一一八条各号に掲げる事由が欠格事由となるほか、同法一一九条各号に掲げる事由への適合性が求められる。

電気通信事業法に設けられている電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合に関する制度として設けられている制度の展開については、以上のように概観される。次いで、当該制度と事業者間の競争との関係を整理す

る。

電気通信事業法一二条一項一号から三号までに掲げる事由及び同法一一八条各号に掲げる事由は、いずれも申請者の履歴に関する形式的な事由に過ぎず、申請に係る電気通信事業の内容、申請に係る合併等が競争に及ぼし得る影響等申請の内容の実質を問う事由ではなく、しかして、競争上の関心とは一線が画されている事由と見られる。また、同法一九条各号に掲げる事由は、申請に係る電気通信事業に関する事由であるという意味では申請の内容の実質を問う事由であるが、その関心は専ら申請に係る電気通信事業者単体の遂行自体に向けられており、申請に係る合併等が競争に及ぼし得る影響には関心が向けられていないことにかんがみると、やはり競争上の関心と一線が画されている事由と見られる。

しかるに、電気通信事業法一二条一項四号には、同法九条の登録の必要的拒否事由として、「その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者」が掲げられている。この事由は、登録の申請に係る電気通信事業の内容等申請の内容の実質を問う事由であり、電気通信の健全な発達に関連する限りにおいて競争上の関心に基づく審査の対象となり得る事由と見られる。¹⁾ところが、同号に掲げる事由に相当する事由は、登録電気通信事業者の地位の当然承継の例外として同法一七条一項ただし書に掲げられていない。また、同法一一七条一項の認定の要件を掲げる同法一九条においては同号に掲げる事由に相当する事由が同項の認定の要件として掲げられておらず、このことは、同条の規定が準用される同法一二三条三項又は四項の認可（承継法人が認定電気通信事業者の地位を承継することの認可）もまた当該事由に該当しないことが要件とされていないことを意味する。

このように、現在の電気通信事業法においては、合併等による電気通信事業者の地位の承継が競争上の関心に

基づく事由により制限される可能性は、およそ予定されていないものと見られる。これに対し、平成一五年法律一二五号による改正前の電気通信事業法においては、第一種電気通信事業者を当事者の一方とする合併等の認可（二六条一項及び二項）の基準については第一種電気通信事業の許可（九条一項）の基準を定める同法一〇条の規定が準用されていたが、同条にはその基準をなす事由の一つとして「その事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切であること」が掲げられていた。この事由は、現在の同法九条の登録の必要的拒否事由として同法一二条四項一号に掲げる事由の裏返しである。

したがって、合併等による電気通信事業者の地位の承継については、平成一五年法律一二五号による改正前には、第一種電気通信事業者の地位の承継に関する限り、競争上の関心に基づく事由により制限される可能性があった⁽⁹⁾。したがって、改正後には、登録電気通信事業者又は認定電気通信事業者の地位の承継に関することも含め、およそその可能性がなくなったものと解されよう。この改正については、その方向性を示した情報通信審議会の答申において、合併等について「実質上事業参入又は退出と同等の効果を有するものであることから、参入・退出規制の見直しに併せて現行の認可制を見直し、規制水準を引き下げる方向で検討することが必要であると考えられる」と提言された⁽¹⁰⁾ことを受けたものと見られよう。

もっとも、この答申においては、合併等についても、「参入の際と同様、公正競争確保や利用者保護の観点から必要と認める場合には、条件を付すなど事前に何らかの措置を担保する必要がある場合もあると考えられる」と提言されている⁽¹¹⁾。この答申を受けて、平成一五年法律一二五号による電気通信事業法の改正に当たり、許可又は認可に加え、登録又は認定についても、条件を付することができることとされた（一六三条一項）。ただし、条件は、登録、認可等の趣旨に照らして、又は登録、認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限度の

もの限り、かつ、当該登録、認可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならないとされている（同条二項）。

承継法人による登録電気通信事業者の地位の承継については、電気通信事業法一七条一項ただし書に規定する例外に該当しない限り当然承継であり、登録、認可等の手続が介在しないため、条件を付する機会がない。また、認定電気通信事業者の地位の承継の認可については、電気通信事業の登録の場合と異なり「その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でない」と認められる者でないことを要する旨が規定されていないことにかんがみると、合併等に起因する競争への悪影響を防ぐための条件を付することが「認可・・・の趣旨に照らして、又は・・・認可・・・に係る事項の確実な実施を図るため必要」な条件として認められる余地を見いだすためには、相当慎重な検討を経ることが必要となろう。⁽¹³⁾

第三項 関連する制度に内在する競争法的问题

電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度の概要及び当該制度と競争との関係の概要は、前項に概観したとおりである。その要諦としては、合併等により競争に悪影響が生ずることが見込まれる場合といえども現在の当該制度に当該悪影響を防ぐ機能を期待することができないことが挙げられよう。かくして、当該制度に内在する競争法的问题としては、立法論的な論点ではあるが、企業結合により競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合といえども当該制度により当該悪影響を防ぐことが期待できないという現況を改めるために当該制度を改正すべきではないかという論点を摘示することができよう。⁽¹³⁾ 以下この項においては、この論点に関し考察する。

この論点については、他の制度により当該悪影響を防ぎ得るとすれば、このような現況を改めることの実益が相対化され得る。このことにかんがみると、この論点への接近の方法としては、他の制度により当該悪影響を防ぐことの可否を先決問題として考察するという方法が考えられよう。情報通信当局たる総務省が所掌する他の制度としては、電波法及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律八五号。以下この章において「NTT法」という。）に設けられている企業結合に関する制度が挙げられる。そこで、以下この項においては、これらの制度を概観し、当該悪影響を防ぐことの可否を先決問題とした論じた上で、この論点を考察する。

電波法においては、無線局（以下この項においては専ら電気通信業務用無線局を念頭に置く。）の免許人（予備免許を受けた者及び特定無線局の包括免許人を含む。以下この項及び次款において「免許人」といい、専ら法人を念頭に置く。）が合併等（事業の譲渡し及び分割に係る事業は、無線局をその用に供する事業（以下この項において「無線局使用事業」という。）である。以下同法に関する記述において同じ。）をしたときは、承継法人が総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる（二〇条二項及び三項）。特定基地局（以下この項においては専ら二七条の一二第一項一号の事項に係る特定基地局を念頭に置く。）に係る認定開設者（以下この項及び次款において「認定開設者」という。）の合併等についても、免許人の合併等に関する規定が準用され、承継法人が総務大臣の許可を受けて認定開設者の地位を承継することができる（二七条の一六）。

合併等による免許人の地位の承継の許可の審査については、無線局の免許の審査の基準を定める電波法七条一項⁽¹⁴⁾の規定が準用される（二〇条六項⁽¹⁵⁾）。準用される同法七条一項の四号に基づき審査の基準の一つとされる無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二五年電波監理委員会規則一二号。以下この項及び次款において「根本的基準」という。）三条各号には電気通信業務用無線局が満たさなければならない事項が掲げられ

ているが、そのうち同条八号には「その局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること」が掲げられている⁽¹⁸⁾。また、同条七号は、その局が特定基地局である場合に関する号であるが、「その局が…その局に係る開設指針の規定に基づくものであること」が掲げられている⁽¹⁹⁾。

合併等による認定開設者の地位の承継の許可の審査については、電波法二七条の一六の規定により同法二〇条六項の規定が準用されるが、その際の読み替えにより、開設計画の認定の審査の基準を定める同法二七条の一三第四項の規定等が準用される。そのうち、同項一号には「その開設計画が開設計針に照らし適切なものであること」が掲げられている。そこで、開設指針を見るに、細かな規定よりは開設指針ごとに様々であるが、「電波法第二十七条の一三第一項の規定に基づく三・九世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針」（平成二三年総務省告示五一三号）には、競願時審査基準の一つとして、「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与」への適合の度合いが高いことが掲げられている（別表三の三二）⁽²⁰⁾。

このように、合併等による免許人の地位の承継及び合併等による認定開設者の地位の承継に当たっては、その許可の審査において、電気通信事業の健全な発達及び円滑な運営への影響が問われる。この審査については、当事者たる承継法人自身の無線局使用事業の効率性のみを考慮すれば足りる審査であるとはされておらず、電気通信事業全体を視野に入れて、その健全な発達及び円滑な運営への影響に関し総合的に評価することが必要となる⁽²¹⁾。免許人又は認定開設者の地位の承継がその当事者たる承継法人自身の事業の効率化の観点からみて好ましい場合といえども、当該承継に起因して承継法人が電気通信事業のいずれかの分野で市場支配力を形成し又は強化するとすれば、その功罪を総合的に評価することが必要となる⁽²²⁾。

したがって、これら合併等による免許人の地位の承継に関する制度及び合併等による認定開設者の地位の承継

に関する制度については、地位の承継に起因する競争環境への影響を電気通信事業全体を視野に入れて総合的に評価し、電気通信事業のいずれかの分野における競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合には、当該承継を許可しないこと又は当該承継の許可について条件を付することにより、当該悪影響を防ぐことが不可能ではないものと認められる。これらの制度が、電気通信事業法ではなく電波法に設けられている制度であるにもかかわらず、電気通信事業の競争に関する規律の機能の一部を担い得る制度となっていることについては、同法上の規律のうちに電気通信事業に係る規律が混淆している現象として捉えることができよう。⁽²⁵⁾

N T T法においては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下この章において「N T T東西」という。）について、合併及び分割の決議については総務大臣の認可がその効力の発生の要件とされている（二一条一項。同項の認可の対象となる分割の決議は、電気通信事業の全部を承継させる分割についての決議に限らない（同条二項の反対解釈）。合併又は分割（電気通信事業の全部を承継させる分割についての決議に限る。）の決議についてこの認可があったときは、電気通信事業法一七条二項の届出があったものとみなされる（N T T法一一条二項）⁽²⁶⁾。合併の決議及び分割の決議については、会社の根本に触れる重要事項であることから認可の対象としたと説かれているが、その認可については基準が法定されていない⁽²⁷⁾。

N T T東西が合併により新たな業務を営むこととなる場合には、その新たな業務と特殊会社としてのN T T東西の業務の範囲を定めるN T T法二条三項から五項までの規定との関係が直ちに問題となる。翻っていえば、その新たな業務が同条三項から五項までの規定によりN T T東西に認められる範囲内で営まれる業務に該当しないということとなると、当該合併をしても直ちに詮無きこととなる。このため、N T T東西を当事者の一方とする合併の決議の認可の制度については、これを特殊会社としてのN T T東西の業務の範囲に関する制度の趣旨を踏

まえて運用すべき制度として把握すべきものと考えられる。そこで、NTT東西の業務の範囲に関する制度を概観する。

NTT法二条三項から五項までの規定によると、NTT東西は、自らの業務区域における地域電気通信業務及びこれに附帯する業務が必須業務とされ（同条三項）、地域電気通信事業の経営（一条）という目的を達成するために必要な業務及び自らの業務区域以外の区域における地域電気通信業務を営むことが任意業務とされる（二条四項）が、必須業務及び任意業務のほか、一定の範囲内で、必須業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員（以下この項において「必須業務用資源」という。）を活用して行う電気通信業務その他の業務（以下この項及び次節において「活用業務」という。）を営むことができる（同条五項）。ただし、任意業務又は活用業務を営む場合には、総務大臣に事前に届け出なければならぬ（同条四項及び五項）。

NTT法二条五項においては、NTT東西が営むことができる活用業務の範囲が必須業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内と規定されている。活用業務が同項に規定する範囲内で営まれるものと認められない場合には、総務大臣が、NTT法一六条二項に規定する監督上必要な命令として、NTT東西に対しこれを是正するための命令をすることができ⁽²⁸⁾る。NTT法二条五項に規定されている必須業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内の解釈については、総務省の考え方が「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】⁽²⁹⁾として公にされている。

ガイドラインにおいては、活用業務に関し必須業務の円滑な遂行に支障のない範囲内で営まれる業務であることが要件とされていることの趣旨について、NTT東西がNTT法に基づきユニバーサルサービスの提供の確保

等という責務が課される特殊会社たることによるものと説明されている⁽³⁰⁾。また、必須業務の円滑な遂行に支障のない範囲内に該当しない場合として、活用業務を営むために過大な投資を行うことにより財務を圧迫して必須業務の円滑な遂行を困難にするおそれがある場合及び必須業務用資源を過度に転用することにより必須業務に関するサービスの維持・向上に係る取組がおろそかになるおそれがある場合が挙げられている⁽³²⁾。

活用業務に関し電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれる業務であることが要件とされていることの趣旨については、そもそも平成一年のNTTの再編成に当たりNTT東西の業務の範囲が必須業務及び任意業務に限定されたことの趣旨が、ボトルネック設備を保有する独占的な地域通信部門と競争分野である長距離通信部門を分離し、NTT東西の地域通信分野におけるボトルネック独占の弊害が拡大することを防止し、もって公正な競争を確保しようとするものであることを前提として、NTT東西が活用業務を営む場合においても、NTTの再編成に当たりNTT東西の業務の範囲の制限を通じて公正な競争を確保しようとしたことの趣旨が没却されることがないようにするためのものと説明されている⁽³³⁾。

活用業務が電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれる業務に該当するの否かの解釈については、「NTT東西が地域通信市場における市場支配力を濫用することにより、活用業務に関する市場において公正な競争を歪めることとなるおそれがある場合」には電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれる業務と認められないとの考え方が示された上で、当該範囲内で営まれる業務と認められない場合の具体例として次の三つの場合が挙げられている⁽³⁴⁾。

① NTT東西が活用業務を営むに当たり、ボトルネック設備の保有や独占的業務の提供において獲得した顧客情報を用いる一方で、競争事業者が同様の業務を営む際にこれらをNTT東西と同等の条件で利用できないこ

とにより、活用業務に関する市場において競争事業者との競争上優位な立場に立つ場合

- ② 競争事業者がNTT東西の活用業務と同様の業務を営む場合に、その業務を妨害する反競争的行為を行う場合

- ③ 活用業務を営むに当たり、関連するISPやコンテンツ提供者事業者、電気通信設備の製造業者等を不当に差別的に取り扱ったり、その業務に対し不当な規律、干渉を加える場合

「活用業務に関する市場」及びその市場における供給者たる事業者について、これらの範囲を限定しようとする考え方は、ガイドラインのうちには見当たらない。具体例のうち③にかんがみると、「活用業務に関する市場」には、活用業務に係る電気通信役務等が供給される市場のみならず、活用業務の影響が及び得る隣接レイヤーの市場が含まれるものと見られるとともに、その市場における供給者たる事業者には、電気通信事業者のみならず、多くのコンテンツ提供者事業者のように適用除外電気通信事業（電気通信事業法の規定を適用しない電気通信事業として同法一六四条一項各号に掲げる電気通信事業をいう。以下この項及び次節において同じ。）を営む者（以下この章及び第四章第二節において「適用除外電気通信事業者」という。）も含まれるものと見られる。

このように、NTT東西の業務の範囲に関する制度については、NTT東西の地域通信分野におけるポトルネットワーク独占の弊害が競争的な分野に拡大することを防止し、もって適用除外電気通信事業を含む電気通信事業の各分野に公正な競争を確保しようとする制度と認められる。したがって、NTT東西を当事者の一方とする合併の決議の認可の制度については、これを前述したように特殊会社としてのNTT東西の業務の範囲に関する制度の趣旨を踏まえて運用すべき制度として把握すれば、合併に起因して適用除外電気通信事業を含む電気通信事業のいずれかの分野における競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合に当該決議を認可しないこと等の方途によ

り当該悪影響を防ぐよう機能させるべき制度と認められよう。

N T T法一一条一項の規定による認可の対象とされる決議は、合併の決議のほかには、分割の決議がある。分割について競争に与える影響において合併に類似するものと見られていることにかんがみると、分割の決議に関する認可の制度についても、仮に分割に起因して競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合には当該決議を認可しないこと等の方途により当該悪影響を防ぐよう機能させるべき制度と認められよう。他方、事業の譲受けについては、その決議の認可の制度がないが、N T T東西の地域電気通信事業における地位にかんがみると、譲受けに起因する競争への悪影響が想定できなくはない。しかしながら、競争への悪影響が見込まれる譲受けについては、譲り受けたN T T東西の業務の在り方の問題として、必要に応じてN T T法一六条二項の規定による監督上の命令により対応できよう。

ここまで電波法に設けられている企業結合に関する制度及びN T T法に設けられている企業結合に関する制度を概観したところによると、電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合により競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合に電波法の制度又はN T T法の制度により当該悪影響を防ぐことの可否という先決問題については、それぞれの制度の射程内に限るとの留保を付さざるを得ないが、その留保の範囲内では積極に解されよう。このことにかんがみると、電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度により当該悪影響を防ぐことが期待できないという現況を改めることの実益については、当該企業結合が電波法の制度又はN T T法の制度の射程内の企業結合である場合、すなわち、当該企業結合の当事者たる電気通信事業者が免許人若しくは認定開設者又はN T T東西である場合に限り、消極に解されよう。

他方、電波法に設けられている企業結合に関する制度及びN T T法に設けられている企業結合に関する制度の

射程外たる企業結合の当事者たる電気通信事業者とは、有限希少な天然資源たる周波数の割当てを受けて無線局を開設して電気通信事業を営む訳でもなく、ボトルネック設備の過半を設置して地域電気通信事業を営む訳でもない電気通信事業者に過ぎない。このような電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合についてまで、平成一五年法律一二五号による改正を境として一旦緩和された電気通信事業法上の企業結合に関する制度を再び競争への悪影響に対応できるように改めることについては、当該電気通信事業者が競争に及ぼし得べき影響の程度にかんがみると、十分慎重を期すべきものと考えられる。⁽⁶⁷⁾

電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度に関し、企業結合に起因する競争への悪影響を防ぐことが期待できない現況を改めることの実益の有無は以上のとおりであるが、制度の機能の配置という見地からは、少なくとも電波法に設けられている制度については、その機能を電気通信事業法に移すことを検討する価値が認められよう。けだし、当該制度においては電気通信事業の競争に関する事由を含む電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事由が問われるが、この事由は、電波法上は「電波の公平且つ能率的な利用」(一条)という同法の目的から間接的に導き出される事由に過ぎないが、電気通信事業法上は一条に規定する同法の趣旨及び目的から直接的に導き出される事由であるからである。

ところで、無線局の免許人の地位の承継の許可の基準として準用される「その局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること」掲げる根本的基準三条八号はそもそも無線局の免許の基準の一つである。また、特定基地局の認定開設者の地位の承継の許可に当たっては前述したように「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与」への適合の度合いについて審査が及ぶが、この審査基準はそもそも特定基地局の開設計画の認定の基準の一つとして開設指針に掲げられているものである。これらの基準にかんがみると、

無線局の免許の制度及び特定基地局の開設計画の認定の制度については、いずれも電気通信事業の競争に関する規律の機能の一部を担い得るものと見られる。しかし、これらの制度についても、企業結合に関する制度と同じく、電波法上の規律のうちに電気通信事業に係る規律が混淆している現象が生じていることを指摘することができる。

前款の冒頭で述べたように、そもそも企業結合がその実質において参入の効果を有するものと見られていることに加え、これら電波法に設けられている企業結合に関する制度並びに無線局の免許の制度及び特定基地局の開設計画の認定の制度のうちに電気通信事業に係る規律が混淆するという現象が共通して生じていることにかんがみると、制度の機能の配置という見地から、企業結合に起因する競争への悪影響を防ぐことが期待できる機能を有する制度を配置する法典を電気通信事業法に移すことの可能性を検討する場合には、企業結合に関する制度単独ではなく、無線局の免許に関する制度及び特定基地局の開設計画の認定に関する制度をも視野に入れ、一体的な問題として捉えるべきであろう。

他方、NTT法に設けられている合併の決議の認可の制度は、この制度が合併に起因して競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合に当該決議を認可しないこと等の方途により当該悪影響を防ぐよう機能させるべき制度であるとしても、電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度との関係について、電波法に設けられている企業結合に関する制度と同断に論ずべきものではない。NTT法に設けられている合併の決議の認可の制度を含む各制度は、あくまでもNTT東西という個々の特殊会社に係る個別の事情を立法事実として着目して、ほかならぬNTT東西に固有の特殊な制度として創設された制度であることから、NTT法に配置するほかないものと考えられる。

第四款 プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合をめぐる競争法的问题

前款においては、電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度に内在する競争法的问题として、電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合により競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれる場合に当該制度により当該悪影響を防ぐことが期待できないという現況を改めるべきではないかという論点を摘示し、考察に付した。その結果として、当該企業結合の当事者たる電気通信事業者が免許人若しくは認定開設者又はN T T東西のいずれかである限り、電波法に設けられている企業結合に関する制度又はN T T法に設けられている企業結合に関する制度により当該悪影響を防ぐことが期待できることから、電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度を改めることの実益は消極に解されようが、免許人若しくは認定開設者又はN T T東西でない電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合についてまで当該制度を拡充することについては十分慎重を期すべきであるとの結論が得られた。

この款においては、前款の結論及び電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度のプラットフォーム事業者に対する適用関係を踏まえ、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合に対する当該制度の適用をめぐる競争法的问题を考察する。ただし、同款において整理したように、現在の当該制度では電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合に起因する競争への悪影響を防止することができないが、当該電気通信事業者が免許人若しくは認定開設者又はN T T東西のいずれかである限り、電波法に設けられている企業結合に関する制度又はN T T法に設けられている企業結合に関する制度により当該悪影響を防ぐことが期待できることにかんがみ、これらの制度におけるプラットフォーム事業者の取扱いに関することも視野に入れる。

プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合については、当該プラットフォーム事業者自身が電気

通信事業者である場合とそうでない場合とが考えられるとともに、当事者の他方もこれが電気通信事業者である場合とそうでない場合とが考えられる。企業結合に関する制度のプラットフォーム事業者に対する適用関係は、これらの場合の組み合わせごとに整理することができる。当該プラットフォーム事業者及び当事者の他方のいずれも電気通信事業者でない場合には、電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度並びに電波法に設けられている企業結合に関する制度及びNTT法に設けられている企業結合に関する制度のいずれも適用されない。⁽³⁹⁾

他方、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする企業結合の当事者のいずれか一方が電気通信事業者である場合には、電気通信事業法に設けられている企業結合に関する制度の適用対象とはなるものの、前述のとおり、現在の当該制度については企業結合に起因する競争への悪影響を防止することが期待できない。ただし、当該電気通信事業者が免許人又は認定開設者のいずれかである場合には当該企業結合が電波法に設けられている企業結合に関する制度の適用対象となり、当該電気通信事業者がNTT東西のいずれかである場合には当該企業結合がNTT法に設けられている企業結合に関する制度の適用対象となるため、それぞれ当該悪影響を防止することを期待することが制度上は不可能ではない。

もっとも、電波法に設けられている企業結合に関する制度については、免許人の地位の承継の許可の基準として準用される根本的基準三条八号の「その局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること」及び認定開設者の地位の承継の許可に当たっての競願時審査基準の一つとして開設指針に掲げられている「電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与」の内実がこれまで具体化されていない。また、NTT法に設けられている企業結合に関する制度については、その基準がそもそも明らかにされていない。プラット

フォーム事業者を当事者の一方とする企業結合に起因する競争への悪影響を防止する機能をこれらの制度に求めるためには、これらの基準の内実の具体化に向けた議論の進展が必要となる。

第三節 連携に関連する制度をめぐる競争法的问题

第一款 はじめに

この節においては、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする連携に関する競争法的问题について、電気通信事業法の見地から考察する。この節の構成は、次のとおりである。次款においては、情報通信当局たる総務省の行政過程における関連する議論及び取組並びに同法に設けられている関連する制度について、その展開を概観する。第三款においては、当該制度の現状を概観する。第四款においては、当該制度のプラットフォーム事業者に対する適用関係を踏まえつつ、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする連携に対する当該制度の適用をめぐる競争法的问题を考察する。

第二款 議論等の展開

第一項 この款の構成

この款においては、情報通信当局たる総務省の行政過程における議論及び取組並びに電気通信事業法に設けられている制度のうち、プラットフォーム事業者を当事者の一方とする連携に関する競争法的问题について電気通信事業法の見地から考察するに当たり踏まえるべき主なものの展開を基本的に時系列に沿って概観する。次項に

においては、プラットフォームに関する議論の黎明期における議論たるＬモードサービスをめぐる議論及び禁止行為制度の創設に関し概観する。第三項においては、プラットフォームという概念及びレイヤーという概念に着目した議論の展開を概観する。第四項においては、「新競争促進プログラム二〇二〇」を中心とする議論、取組等の展開を概観する。第五項においては、近時の議論等の展開を概観する。

第二項 Ｌモードサービスをめぐる議論及び禁止行為制度の創設

第一目 はじめに

この項においては、プラットフォームに関する議論の黎明期における議論たるＬモードサービスをめぐる議論及び禁止行為制度の創設に関し概観する。

第二目 Ｌモードサービスをめぐる議論

情報通信分野におけるプラットフォームについては、株式会社エヌ・ティ・ドコモの前身たるエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社のグループ（以下この節においてこれを「NTTドコモ」と総称する。）が平成一年二月にＬモードの提供を開始したことにその画期の一つを見いだすことができようが、情報通信分野におけるプラットフォームをめぐる競争の在り方に関する関心に基づく議論の黎明は、NTT東西のＬモードサービスの提供に関し平成一三年に行われた事業変更の許可並びに契約約款の設定及び接続協定の変更の認可の際の議論に見いだされよう。

本件に関し、総務大臣の諮問を受けた情報通信審議会は、Ｌモードサービスが全体としては県内通信役務と県

間通信役務を含む電気通信役務であり、NTT東西にあっては県間通信役務の県内部分については長距離通信事業者との接続の形態により提供するものであることにかんがみ、LモードサービスとNTT東西の地域電気通信業務との関係に関し日本電信電話株式会社（以下この款において「NTT」という。）の再編成の趣旨にまで立ち返って検討し、ゲートウェイの設置主体を他事業者とすること又はゲートウェイの県間通信機能をアンバンドル化することにより県間通信役務の実質的提供主体が他事業者であることを明確にすれば申請の許可及び認可ができるものと考えたと答申した。⁽⁴³⁾ NTT東西は、答申の趣旨に則り申請を補正している。⁽⁴⁴⁾

また、答申においては、「公正競争を確保する観点から」、Lモードサービスに係る役務と音声伝送役務との会計の分離、Lモードサービスと「他のサービス」との一括割引の不実施等の措置が講ぜられることが必要であるとの考え方が示された上で、⁽⁴⁵⁾ 本件の許可及び認可に当たっては「利用者利便及び公正競争を確保する観点から」これらの措置について配慮することへの要望が示されている。⁽⁴⁶⁾ ここでいう「他のサービス」の範囲及び「公正競争を確保す」べき市場については明らかにされていないが、電気通信事業者が営む電気通信事業以外の事業については電気通信事業とは分計しなければならないこと⁽⁴⁷⁾にかんがみると、「他のサービス」としてはLモードサービス以外の電気通信役務が、「公正競争を確保す」べき市場としては電気通信事業者による電気通信役務の提供に関する市場が念頭に置かれているものと考えられよう。

答申においては、「ネットワークのオープン化」に関することとして、「インターネット接続サービスにおける競争」が利用者によるコンテンツへのアクセス及び情報検索の「入り口」をめぐる競争となっていることから、「ボトルネック性を持つ地域網を提供する主体が同時にこの「入り口」をも一体的に提供する場合には、インターネット接続サービスにおける公正競争条件の確保のために、地域網のボトルネック性からいかに「入り口」のオープン

性を担保するかという課題の解決が重要である」との考え方が示されている。⁽⁴⁸⁾「インターネット接続サービスにおける競争」とあるが、その関心は、ネットワークレイヤーにおける競争ではなく、コンテンツへのアクセス及び情報検索の「入口」というサービス系プラットフォームの機能の提供に関する競争、すなわち、サービス系プラットフォームの機能を提供するプラットフォーム事業者（以下この目において「サービス系プラットフォーム事業者」という。）相互間の競争に向けられている。

その上で、この答申においては、本件の許可及び認可に当たっては、「利用者利便及び公正競争を確保する観点から」、「ネットワークのオープン化」に関することとして、アクセスポイントの番号取得のオープン化⁽⁴⁹⁾、アクセスポイントのオープン化⁽⁵⁰⁾、ゲートウェイのオープン化⁽⁵¹⁾等の諸点について配慮することへの要望が示されている。これらの諸点については、サービス系プラットフォーム事業者相互間の競争に「ボトルネック性を持つ地域網を提供する主体」たる電気通信事業者が参加している場合における当該電気通信事業者と他のサービス系プラットフォーム事業者との関係に関し公正競争を確保する観点等から検討すべき論点を示すものとして捉えることができよう。

また、この答申においては、「コンテンツ事業者の選定」に関することとして、消費者保護の観点から必要な審査を行う場合といえども当該審査がコンテンツ事業者を差別するものとならないよう留意する必要があるとの考え方が示された上で、⁽⁵²⁾本件の許可及び認可に当たっては、「利用者利便及び公正競争を確保する観点から」、審査基準の制定及び改廃についてはコンテンツ事業者の意見・要望を反映して公平性及び透明性を確保すること並びに審査事務等については第三者機関等が行うことという二点について配慮することへの要望が示されている。⁽⁵³⁾これら二点については、その配慮の必要性が「利用者利便及び公正競争を確保する観点から」のものとされている。

ることにかんがみると、「ポトルネットワーク性を持つ地域網を提供する主体」たる電気通信事業者がサービス系プラットフォームの機能を提供する場合におけるコンテンツ事業者の取扱いに關し公正競争を確保する観点等から検討すべき論点を示すものとして捉えることができよう。

総務大臣は、本件について、NTT東西が情報通信審議会の答申の趣旨に則り申請を補正していることから、平成一三年四月一八日付けで許可及び認可を行っているが、同日付けで、NTT東西に対し、答申に掲げられている「利用者利便及び公正競争を確保する観点から」の要望事項たるネットワークのオープン化に関すること（アクセスポイントの番号取得のオープン化、アクセスポイントのオープン化、ゲートウェイのオープン化等）、コンテンツ事業者の選定に関すること（審査基準の制定及び改廃における公平性及び透明性を確保すること、審査事務等の第三者機関等が行うこと）、Lモードサービスと他のサービスとの一括割引の不実施、Lモードサービスと音声伝送役務との会計の分離等について適切な措置を講ずるよう指導している。⁽⁵⁴⁾

第三目 禁止行為制度の創設

電気通信審議會は、平成一一年七月にIT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について郵政大臣からの諮問を受けて以来、競争政策の基本的枠組み、NTTの在り方等について検討し、平成一二年一二月に第一次答申を取りまとめた。⁽⁵⁵⁾ 政府は、第一次答申を受け、市場支配力を有するとされる電気通信事業者（以下この節において「支配的事業者」という。）による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある反競争的な行為等の禁止及び停止・変更命令の制度（以下この章において「禁止行為制度」という。）を電気通信事業法に創設すること、NTT東西の活用業務の制度をNTT法に創設すること等からなる電

気通信事業法等の一部を改正する法律案を国会に提出したところ、同法（平成一三年法律六二号）は平成一三年六月に公布され、同年一月三〇日から施行された。⁽⁵⁶⁾

禁止行為制度は、公正競争を促進するための措置として創設された制度と説明されており、固定系の支配的事業者及び移動系の支配的事業者の双方を名宛人とする制度並びに固定系の支配的事業者のみを名宛人とする制度の二つからなる。固定系については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当然に支配的事業者であるとされており、⁽⁵⁸⁾ 該当する電気通信事業者はNTT東西のみである。移動系については、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者のうち収益の額のシェアが総務省令で定める割合を超える事業者であって、当該シェアの推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために必要があるものとして総務大臣が指定するものが支配的事業者であるとされており、⁽⁵⁹⁾ この指定を受けている電気通信事業者はNTTドコモのみである。以下この目においては、禁止行為制度のうち、固定系の支配的事業者及び移動系の支配的事業者の双方を名宛人とする制度を概観した後、固定系の支配的事業者のみを名宛人とする制度を概観する。

禁止行為制度のうち、固定系の支配的事業者及び移動系の支配的事業者の双方を名宛人とする制度においては、名宛人たる支配的事業者（固定系の支配的事業者及び移動系の支配的事業者の双方）にあつては次に掲げる三つの行為類型のいずれかに該当する行為が反競争的な行為であることを理由として類型的に禁止されるとともに、仮に名宛人たる支配的事業者によるこれら三つの行為類型のいずれかに該当する行為があると認めるときは、総務大臣は、当該支配的事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができること等が規定されている（現在の電気通信事業法三〇条の規定に相当する規定）。この命令は、利用者の利益の阻害その他の弊害の発生を要

件としておらず、業務改善命令よりも発動しやすいよう制度設計されている。

① 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

② その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

③ 他の電気通信事業者等又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

第三の行為類型は、他の電気通信事業者を相手方とする行為のみならず、電気通信設備の製造業者又は販売業者を相手方とする行為に加え、「等」たる者、すなわち、現在の電気通信事業法一六四条一項の規定に相当する規定（平成一五年法律一二五号による改正前の電気通信事業法九〇条）の各号に掲げる適用除外電気通信事業を営む者たる適用除外電気通信事業者を相手方とする行為をも包含するものである。プラットフォーム事業及びコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業の多くが適用除外電気通信事業に該当するものと見られているが、そのような事業を営む者も、第三の行為類型の行為の相手方となり得る。⁽⁶²⁾

禁止行為制度のうち、固定系の支配的事業者のみを名宛人とする制度においては、当該支配的事業者の役員が特定関係事業者（名宛人たる支配的事業者の子会社、当該支配的事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社（当該支配的事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものをいう。）の役員を兼ねてはならないほか、次に掲げる事項のいずれかについて特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利な取扱いをすることが類型的に禁止されるとともに、仮にこれら類型的に禁止されている行為があると認め

るときは、総務大臣は、当該支配的事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができると等が規定されている（現在の電気通信事業法二一条の規定に相当する規定）。この命令も、弊害の発生を要件としておらず、業務改善命令よりも発動しやすいよう制度設計されている。

① 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供

② 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託

この固定系の支配的事業者のみを名宛人とする制度は、当該支配的事業者にあつてはその設置する第一種指定電気通信設備のボトルネック性により特に大きな市場支配力を有しており、それを背景として特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に不当に不利な取扱いをした場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいことにかんがみ設けられたものと説明されている。⁽⁶⁾

これらの禁止行為制度において類型的に禁じられている行為類型（以下この節において「禁止行為」という。）に該当する行為の具体例については、総務省が公正取引委員会との連名により公にしている「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下この節において「競争促進指針」という場合がある。）において掲げられている。禁止行為に該当する行為の具体例として競争促進指針に掲げられている行為のうち、その内容面においてプラットフォームに関連するものと見られるものについては、後述する。

第三項 プラットフォーム及びレイヤーに着目した議論の展開

第一目 はじめに

前項で概観したLモードサービスに関する議論及び禁止行為制度の創設の過程においては、プラットフォームという概念及びレイヤーという概念は、いずれも注目の対象とされていなかった。この項においては、プラットフォームという概念及びレイヤーという概念に着目した議論の展開を概観する。

第二目 次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会

総務省の行政過程上、プラットフォームという概念自体に注目して競争政策を論じたものの嚆矢としては、平成一二年七月から平成一三年六月まで開催された「次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会」の報告書が挙げられる。⁽⁶⁴⁾ この報告書においては、プラットフォームに関し、携帯電話事業者のポータルサイトと他の事業者のポータルサイトとの関係上端末からのアクセスのプロセス数、操作性等の面における公平性を確保すべきこと、⁽⁶⁵⁾ 料金回収代行サービス及びユーザIDを携帯電話事業者の公式サイト以外のサイトにも提供すべきこと、⁽⁶⁶⁾ 携帯電話事業者が出資、株式取得等によりコンテンツ等の分野に進出する場合に競争相手がプラットフォーム及び通信サービスについて不当に取り扱われないよう対策を講ずべきこと⁽⁶⁷⁾等が提言されている。⁽⁶⁸⁾

第三目 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会

平成一三年八月から平成一四年六月まで開催された「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」は、情報通信分野のレイヤーに着目して競争政策を論ずる系譜の淵源の一つである。⁽⁶⁹⁾ その最

終報告書⁽⁷⁰⁾は、垂直統合型ビジネスモデル⁽⁷¹⁾に対する懸念として、ネットワークレイヤーにおいて市場支配的な事業者が上位レイヤーにおいてその市場支配力を濫用することによって上位レイヤーにおける公正競争環境を阻害するおそれがあること及び公正競争環境が十分整備されていないレイヤーが存在する場合には当該レイヤーが隘路となり利用者の利益が損なわれる可能性があることを指摘した上で、⁽⁷²⁾垂直統合型ビジネスモデルに關し下位レイヤーから上位レイヤーへの進出と上位レイヤーから下位レイヤーへの進出との別に応じて公正競争環境整備の在り方を検討している。

下位レイヤーから上位レイヤーへの進出による垂直統合型ビジネスモデルに関する公正競争環境整備の在り方については、下位レイヤー、すなわち、ネットワークレイヤーの事業者の市場における地位、インフラの保有の有無及び周波数の制約による事業者数の限定の有無の別にかんがみ、ネットワークレイヤーにおいて市場支配的であるとされるNTT東西が自らプラットフォームレイヤー等上位レイヤーに進出するビジネスモデル、NTT東西の子会社等⁽⁷³⁾が上位レイヤーに進出するビジネスモデル⁽⁷⁴⁾、NTT東西以外の固定通信事業者が上位レイヤーに進出するビジネスモデル及び移動通信事業者が上位レイヤーに進出するビジネスモデルという四つの種別ごとに論じている。⁽⁷⁵⁾

第一のビジネスモデルについては、NTT東西が「ボトルネック設備を保有することに起因する市場支配力の濫用を防止し」、NTT東西「と他事業者との間の公正競争条件を確保することが求められる」が、「一定の公正競争条件が担保されることを前提と」する限り「コンテンツのデリバリーチャネルを支配し、市場支配力を濫用するおそれは少ないと考えられる」との評価を示した上で、円滑なコンテンツ配信を実現していく観点からはプラットフォームレイヤーのオープン化が重要な要素であるとした上で、この場合にはプラットフォーム事業に係

る機能（他事業者が同様の業務を実施するために必要不可欠な要素と認められるもの）のアンバンドル化の必要性について検討すべきであるとしている。⁽⁷⁶⁾

第二のビジネスモデルについては、NTT東西と「出資子会社等が組織として分離されていることから、両者の取引条件が明確であり、一概に子会社等の形態による上位レイヤーへの進出が公正競争を損うものであるとは言えない」とした上で、NTT東西の子会社等が電気通信事業者である場合については、NTT東西が当該子会社等を競合事業者よりも不当に優先的に取り扱うことが禁止行為に該当するほか、当該子会社等を特定関係事業者として指定すれば他事業者との同等性を確保できることから、これらの制度を「有効に機能させることにより、公正競争条件を担保することが制度的に可能であると考えられる」との評価を示している。⁽⁸⁰⁾

しかしながら、NTT又はNTT東西の一〇〇%子会社が上位レイヤーに進出する場合にはNTT東西自身は上位レイヤーに進出するのと同じ効果があるのではないかとの懸念が示されていることに加え、NTT東西の子会社等が電気通信事業者でない場合には当該子会社等を特定関係事業者として指定することができないこと⁽⁸¹⁾から公正競争確保の観点から問題が生じたとしても必要な措置を講じ得ないのではないかとの懸念が示されていることから、NTT又はNTT東西の子会社等については、構造的に公正競争上の問題が生じており、又は生ずる懸念が大きいとの実態が判明した場合には、特定関係事業者の対象たり得る者の範囲の拡大、グループ・ドミナンスの概念の導入の是非等について必要に応じて検討すべきであるとしている。⁽⁸²⁾

第三のビジネスモデルについては、ボトルネック設備を保有しない第一種電気通信事業者（当時）が垂直統合型のビジネス展開を図る場合、インフラ事業者たる当該第一種電気通信事業者が社内調達により低廉な役員調達を行うことにより、競合する第二種電気通信事業者（当時）よりも有利な料金を設定し得るのではないかという

懸念を紹介した上で、仮に公正競争を阻害する問題が現に生じており、又は生ずることが懸念される場合には、具体的な事案ごとに、不当な差別的取扱いに対する業務改善命令等の措置を講ずることにより、事後的に是正することも法制上可能であるため、少なくとも当分の間は、こうした制度運用の中で、個別事案ごとに料金設定等の適正性を確保していくことが適当であるとしている⁽⁸³⁾。

第四のビジネスモデルについては、「次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会」の報告書の趣旨に則った取組について、その前進を評価しつつも、なお今後の動向を注視すべきことを指摘している⁽⁸⁴⁾。か、この分野においては電気通信事業者が「コンテンツプロバイダ等との比較において圧倒的に優位な立場にあり、特に市場支配的であるとされる電気通信事業者についてはコンテンツプロバイダ等の業務について不当に規律し又は干渉することが電気通信事業法上の禁止行為に該当し、総務大臣の停止・変更命令の対象とされていることにかんがみ、実態に即して禁止行為の明確化を図る観点から、必要に応じ競争促進指針における禁止行為に関する説明の更なる具体化を図るべきことを提言している⁽⁸⁵⁾。

他方、上位レイヤーから下位レイヤーへの進出については、想定される事例としてコンテンツプロバイダ等が特定のデリバリーチャネルのみに排他的に配信するという事例を掲げつつも、コンテンツレイヤーにおける市場支配力が存在するの点及び市場支配力が存在する場合に下位レイヤーに対し公正競争上のような問題を発生させる可能性があるの点について結論を見いだしたが一方で、コンテンツレイヤーが競争的である場合においても、プラットフォームレイヤーにおいて特定の事業者が市場支配力を濫用しているときには、コンテンツ配信のためのデリバリーチャネルが競争的に機能しない可能性があることから、こうした点にも着目しつつ今後の競争環境整備の在り方を検討する必要があるとするとどまっている⁽⁸⁷⁾。

第四目 I T革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方

この研究会の最終報告書の公表の二箇月後に公表された情報通信審議会の答申「I T革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」は、平成一五年法律一二五号による電気通信事業法の改正の方向性等を示したものである。この答申は、プラットフォームの機能の提供自体に対し同法により直接的な規制を課すことが必ずしも適当ではないとの考え方を前提として示しつつも、支配的事業者によるコンテンツ・アプリケーションを提供する事業者に対する不当な規律・干渉が電気通信事業者間の公正競争のみならずコンテンツ・アプリケーションの市場の発展をも阻害し得るものであることにかんがみ、禁止行為とされている不当な規律・干渉の相手方として既に掲げられている事業者に該当しないコンテンツ・アプリケーションを提供する事業者の追加も含め、所要の措置について検討するよう提言している⁽⁸⁹⁾。

この答申において提言されたプラットフォームに関する措置は、平成一五年法律一二五号による電気通信事業法の改正に盛り込まれていない。

第五目 ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会

「ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会」は、ユビキタスネット社会におけるプラットフォームの機能の在り方について幅広く検討することを目的として平成一七年三月から開催され、同年八月にその最終報告書が取りまとめられている⁽⁹⁰⁾。この最終報告書は、プラットフォームの機能の在り方に関することについて、産業面、技術面及び制度面にわたり幅広く検討しているが、ことプラットフォームをめぐる競争の在り方に関することについては、問題意識は示しつつも、具体的な内容には踏み込んでいない。しか

しながら、そこで示されている問題意識は、プラットフォームをめぐる競争の在り方に関する今日に至る議論に通ずるものである。

この最終報告書は、プラットフォームが十分に機能するための要件の一つとして「オープン化」を挙げ、これを「明確な条件の下で複数のサービスが横断的に支障なく利用できるようにすること」と定義し、特定の事業者以外利用できないクローズドなプラットフォームに比べてオープンなプラットフォームの方が利用者の利便性向上及び参入・競争の促進につながるとの認識を示している⁽⁹¹⁾。また、月額使用料等の形で料金回収を行う電気通信事業者によるプラットフォーム事業がプラットフォームレイヤーにおいて強い市場支配力を有する結果となる場合及び他のレイヤーにおける支配的事業者がプラットフォームレイヤーを垂直統合する場合について、公正競争を担保する競争政策が必要となることに注意すべきであるとの問題意識を示している⁽⁹²⁾。

その上で、民間のプラットフォームに関し行政が担うべき役割の一つとして「公正競争を促す市場環境整備」を挙げ、その狙いがプラットフォームの乱立又は相互運用性の欠如による消費者利益低下の回避及びアプリケーション・サービスのボトルネック解消のためのオープン性の確保にあるとし、この狙いに基づく施策としてプラットフォーム間の相互運用性の確保及び支配的なプラットフォームに対するオープン化の促進・支援を挙げている⁽⁹⁴⁾。ところが、前者についてはミドルウェア技術等の開発促進及び相互運用性等を評価する第三者機関の活動支援を示す一方で、後者についてはプラットフォームのオープン化の促進及びプラットフォーム間の連携を促す業種横断的な取組の支援を示すのみであり、競争法の問題については議論が及んでいない⁽⁹⁵⁾。

このように、この研究会の最終報告書においては、コンテンツ・アプリケーションレイヤーにおける参入及び競争の促進の見地からはプラットフォームがオープン化されべきであり、プラットフォームレイヤーにおける市

場支配力の発生又は他のレイヤーにおける市場支配力のレバレッジについては競争政策により公正競争を確保すべきであるとの問題意識を示しつつも、競争政策の具体的な内容及び競争法の問題については踏み込んでいない。しかしながら、次項以降において概観する議論の展開からも窺えるように、このプラットフォームのオープン化及び公正競争に関する問題意識は、今日においてもなおその系譜が息づいている。

第四項 新競争促進プログラム二〇一〇

第一目 はじめに

平成一八年から平成二二年までにかけては、情報通信分野における事業者間の競争に関する総務省の取組は、「新競争促進プログラム二〇一〇」を中心として展開してきた。総務省の行政過程における研究会等の議論も、その成果が「新競争促進プログラム二〇一〇」の累次の改正に際し逐次盛り込まれるという形で展開してきた。この項においては、「新競争促進プログラム二〇一〇」を中心とする議論又は取組のうち、プラットフォームに関する競争法の問題に関連するものの展開を概観する。

第二目 IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会

平成一七年一〇月から平成一八年九月まで開催された「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」においては、IP化が急速に進展し、通信のネットワークが回線交換網からIP網に移行し、ビジネスモデルも大きく変化しつつある中、従来の市場構造を前提として構築されていた当時の競争ルールについては包括的に見直すことが求められるという問題意識に立脚し、競争ルールの在り方について公正競争の確保並びに競

争促進の観点から包括的な検討がなされた。⁽⁹⁷⁾ 懇談会の報告書の提言については、同月に総務省が公表する「新競争促進プログラム二〇一〇」に基づく行政の基礎を提供したものと説かれている。⁽⁹⁸⁾ すなわち、報告書については、「新競争促進プログラム二〇一〇」に基づく行政の基礎を提供したものと見ることができよう。

懇談会は、報告書において、携帯電話事業者が自らプラットフォームの基盤を構築し、その上で多彩なコンテンツ・アプリケーションを提供するビジネスモデル、音楽配信ビジネスにおいて音楽配信のためのソフトウェアを配布して、これに対応した音楽販売のための配信プラットフォームと端末販売を一体化したビジネスモデル等垂直統合型のビジネスモデルが台頭していることも踏まえつつ、プラットフォームに関連する競争法の問題に関し、第一にプラットフォームの機能のオープン性の確保に関する提言、⁽⁹⁹⁾ 第二にNTT東西の次世代ネットワークにおけるプラットフォームの機能の指定電気通信設備としての指定に関する提言、⁽¹⁰⁰⁾ 第三に電気通信事業紛争処理委員会（当時）の機能の強化に関する提言を示している。⁽¹⁰¹⁾

第一の提言については、競争政策の目的が利用者利益の最大化にあることを前提として、IP網の利用に関しネットワークの中立性の確保が求められるとしている。⁽¹⁰²⁾ ネットワークの中立性は、利用者がIP網を柔軟に利用してコンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること、利用者が技術基準に合致した端末をIP網に自由に接続して端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること並びに利用者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であることとの三原則からなるものとし、これら三原則の確保が求められるとしている。⁽¹⁰³⁾ ここでいう利用者は、エンドユーザに限定されるものではなく、コンテンツプロバイダなどIP網を利用する関係事業者も含まれるとしている。⁽¹⁰⁴⁾

第二の提言については、市場において通信レイヤーの収益性が低下する一方、コンテンツ・アプリケーション

の流通が増大しつつある中、二つのレイヤーの中間にあるプラットフォームレイヤーにおける健全な競争は通信レイヤーとコンテンツ・アプリケーションレイヤーの好循環をもたらすことが期待されることにかんがみ、NTT東西の次世代ネットワークにおけるプラットフォームの機能を指定電気通信設備に追加することを視野に入れ、NTT東西の市場支配力が上位レイヤーにおいて濫用されることを防止すべきであるとしている⁽¹⁰⁵⁾。特に、NTT東西の次世代ネットワークにおける映像配信プラットフォームについて、十分な情報開示とオープン性、適正なコスト賦課が確保されるよう動向の注視が必要と考えられるとしている⁽¹⁰⁶⁾。

第三の提言については、それまでの電気通信事業紛争処理委員会（当時）においては当事者がいずれも電気通信事業者である紛争を専ら取り扱うこととされていたが、IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展し、垂直統合型ビジネスモデルが多数登場することが見込まれることを勘案すれば、電気通信事業者と上位レイヤーの事業者との間の紛争も登場してくるものと考えられることから、迅速かつ円滑な紛争処理を確保するとの観点から、同委員会の機能を強化して、電気通信事業者と上位レイヤーの事業者との間の紛争をも取り扱うことができるようにすることが適当であるとしている⁽¹⁰⁷⁾。

第三目 新競争促進プログラム二〇一〇

総務省は、前目で概観した懇談会の報告書の公表の四日後に、この報告書を踏まえて、ブロードバンド化の進展、PSTN（回線交換網）からIP網への移行、ビジネスモデルの多様化等IP化の進展による市場環境の変化にかんがみ、電気通信市場において一層の競争促進を図り、利用者利益の保護を図るため、二〇一〇年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップとして、「新競争促進プログラム二〇一〇」を定め、

公表している。⁽¹⁰⁸⁾総務省は、端末からコンテンツ・アプリケーションに至る各レイヤーを念頭に置いたロードバンド市場全体の競争ルールの包括的な見直しについて、この「新競争促進プログラム二〇一〇」を基に検討を進め、結論が得られたものから随時実施するとしている。⁽¹⁰⁹⁾

この新競争促進プログラム二〇一〇においては、競争政策の展開に際しては公正競争の確保を基本とし、各レイヤーを縦断する垂直統合型のビジネスモデルの普及を念頭に置いた公正競争の確保に留意するとの考え方を示した上で、⁽¹¹⁰⁾ネットワークの中立性に関することについてはその在り方を検討する場を設けること等、指定電気通信設備に関することについてはIP化の進展に伴う市場統合の動き等を踏まえてその制度の包括的な見直しを行うこと、NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方に関する検討の場を設けること等が、紛争処理機能の強化については電気通信事業者とコンテンツプロバイダ等上位レイヤーの事業者等の間の紛争を取り扱うことができるようにすること等を掲げた。⁽¹¹¹⁾

総務省は、新競争促進プログラム二〇一〇の公表後、これを踏まえ取組を進め、平成一九年一〇月に改定し、⁽¹¹²⁾平成二一年六月に再改定した。⁽¹¹³⁾平成一九年一〇月に改定された新競争促進プログラム二〇一〇においては、プラットフォームに関することとしては、固定通信・移动通信の別を問わず、プラットフォームの機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、プラットフォームの機能の活用等について新たな検討の場を設置すべきこととされ、⁽¹¹⁴⁾これを受け、次目で概観する通信プラットフォーム研究会が平成二〇年二月から開催された。また、NTT東西の次世代ネットワークの本格商用開始を控え、競争事業者がこれを用いて遅滞なくサービスの提供ができる環境を可能な限り前広に確保するため、その接続ルールの在り方について、情報通信審議会における審議を経て速やかに所要の制度整備を行うこととされた。⁽¹¹⁵⁾

平成二一年六月に再改定された新競争促進プログラム二〇一〇においては、プラットフォームに関することとしては、通信プラットフォーム市場及びコンテンツ配信市場の公正競争環境の整備を図る観点から電気通信事業者紛争処理委員会の紛争処理機能の強化について必要に応じ措置を講ずべきことが掲げられているほか、通信プラットフォームの連携強化に向け、次目で概観する通信プラットフォームフォーラム研究会の報告書において提言された事項（モバイルインターネットにおけるプラットフォームの多様性の確保に向けた環境整備、メールアドレス利用の柔軟性の確保の実現、認証基盤の相互運用性の確保等）について民間主体による取組等を踏まえつつ必要に応じ措置を講ずべきこと等が掲げられている。

第四目 通信プラットフォーム研究会

前目で紹介したように、平成一九年一〇月に改定された新競争促進プログラム二〇一〇に基づき、プラットフォームの機能の連携強化を図り、新事業の創出を促進するための市場環境整備のための課題整理と今後の政策の方向性を検討することを目的として、平成二〇年二月から平成二一年一月まで「通信プラットフォーム研究会」が開催された。⁽¹¹⁸⁾同研究会は、IP化の進展に対応した通信プラットフォームの連携強化等について検討を行い、その報告書においてプラットフォームの相互運用性及び多様性の確保に関することについて諸々の提言を示しており、その成果は同目で概観した再改定後の新競争促進プログラム二〇一〇に盛り込まれているが、そのほかに、競争法の問題についても検討が及んでいる。

報告書は、禁止行為のうち不当な規律・干渉について、競争促進指針において「市場支配的な電気通信事業者が（中略）コンテンツプロバイダの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは電気通信事業法上の禁止

行為に該当」するとの指針が示されていることに加え、電気通信事業法の業務改善命令の事由の一つとして「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき」が掲げられている（なお、この事由は、同法二九条一項二号に掲げられている。）ことを紹介した上で、支配的事業者がプラットフォーム事業者、コンテンツプロバイダ等に対して不当な規律・干渉を行わないよう公正競争を確保する必要があるとともに、電気通信事業者にあつては、市場支配力の有無にかかわらず、コンテンツプロバイダ等に対して不当な差別的取扱いを行わないよう公正競争を確保する必要があることを説いている。⁽¹²⁾

注

(1) 情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」八一頁（平成一四年）参照。

(2) 武智健二「電気通信新時代に対応した電電改革三法（下）」時法一二四五号一〇頁・一一頁（昭和六〇年）には、第一種電気通信事業と第二種電気通信事業の区分について、通信固有の公共性（重要通信の確保の必要性、通信の秘密の保護の必要性及び通信の安全性・信頼性の確保の必要性）においては両者に差はないが、インフラストラクチャーとしての重要性、設備産業性、設備被拘束性等において両者は区別されることによるものと説かれている。

(3) 前章において述べたように、本稿においては、考察の対象とする事業を営む者として専ら法人を念頭に置いていることから、「承継法人」としている。

(4) 登録の裁量的取消事由として、電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは処分の違反、不正な手段による登録及び有線電気通信法又は電波法の規定による処刑に関することが掲げられている（一四条一項）。

(5) 認定の欠格事由としては、申請者又はその役員の有線電気通信法又は電波法の規定による処刑歴並びに認定の失効歴及び取消歴が掲げられている(一一八条一号から三号まで)。なお、認定の取消については、裁量的取消事由として、有線電気通信法又は電波法の規定による処刑歴、所定の期間内の認定電気通信事業の不開始及び電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは処分の違反に関することが二六条一項一号から三号までに掲げられている。

(6) 多賀谷一照ほか編『電気通信事業法逐条解説』四二九頁(電気通信振興会、平成二〇年)参照。

(7) 登録の必要的拒否事由として電気通信事業法二二条一項四号に掲げる「その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でない」と認められる者」について、これが競争上の関心に基づく審査の対象となり得る事由と見られることに關し、多賀谷ほか編・前掲注(一六)・一二頁及び四二九頁参照。また、総務省が定めている電気通信事業法関係審査基準(平成一三年総務省訓令七五号)は、電気通信事業法に基づく登録、認定、認可、指定等に係る審査基準を定めることを目的とするものとして定められた訓令である(一条)が、審査基準において、登録の審査については、「登録申請の審査に当たっては、電気通信市場における公正な競争が一層促進される等、電気通信の健全な発達に資するものであることを基本的な観点として対応する」ことが基本方針として掲げられた(四条)上で、「申請者が」「電柱その他の設備であって、他の電気通信事業者が事業展開を図る上で事実上不可欠な設備を保有している者」、「他分野において独占的な地位を有する者」又は「電波法(昭和二五年法律第一三一号)第二七条の一三第四項の認定を受けた者であって、当該認定に係る開設計画(同条第一項に規定する開設計画をいう。)において他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進するための計画を有する者」のいずれかに該当する場合その他の場合であって、その事業の開始が電気通信市場の公正な競争を阻害するおそれがあるものでない等電気通信の健全な発達のために適切であること」と又は「前号に掲げるもののほか、その事業の開始が、利用者の利益の確保に反しない等法の目的に照らし、電気通信の健全な発達のために適切であること」が登録の審査基準として掲げられている(五条一号及び二号)。

(8) 電気通信事業法二二条一項四号に掲げる「その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でない」と認められる者に相当する事由が同法一一七条一項の認定の要件たる事由として掲げられていないことの理由については、同法九条の登録の対象となる電気通信事業については登録に際し審査する事項を認定に際し重ねて審査することが不要であり、登録の対象とならない電気通信事業については利用者及び電気通信市場における公正な競争に及ぼす影響が小さいと考えられるからであると説かれている（多賀谷ほか編・前掲注（六）・四二七頁・四二八頁参照）。

(9) 平成一五年法律一二五号による改正前に、競争上の関心に基づく事由により第一種電気通信事業者を当事者の一方とする企業結合について実際に制限が加えられた事案として公にされている事例としては、平成一〇年一月一日付けで実施されたエヌ・ティ・ティ中央パーソナル通信網株式会社ほか八社からエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社ほか八社（以下この注において「NTTドコモグループ各社」という。）へのPHS事業の事業譲渡しが唯一の事例である（平成一〇年一月三〇日付け認可、同年一月一日付け事業譲渡し。この事案については、郵政省「エヌ・ティ・ティ中央パーソナル通信網株式会社ほか八社からエヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社ほか八社へのPHS事業の譲渡しを認可」（平成一〇年一月三〇日付け報道資料）参照）。この事案については、同年一月三〇日付けで郵政大臣が認可した際に条件が付された。この条件については、PHS事業の譲受けの結果として、NTTドコモグループ各社が携帯・自動車電話事業とPHS事業とを兼業することになることから、他の携帯・自動車電話事業者及びPHS事業者との間の公正有効競争条件を確保する観点から付されたものと説明されている。条件は、①PHSサービスの収支について電気通信事業会計規則（昭和六〇年郵政省令第二六号）に基づき分計の上郵政省に報告すること、②携帯・自動車電話サービス及びPHSサービスの料金はそれぞれのサービス別の収支に基づいたものとする、③携帯・自動車電話サービスとPHSサービスとの複合端末機器によりサービスを提供する場合には利用者による使用するサービスの選択及び使用中のサービスの確認を可能とする等公正競争及び利用者保護に配慮したものとすることに加え、他の電気通信事業者から携帯・

自動車電話とPHSの複合サービスの提供に関する提携の要請があった場合にはこの協議に応ずること、④自社における携帯・自動車電話サービスとPHSサービスとの間の接続条件は、合理的な理由がある場合を除き、他の電気通信事業者との相互接続条件と同一とするとともに、当該接続条件を郵政省に報告すること、⑤PHS事業の研究開発成果の開示についても、NTTからのドコモ分社時の「NTT移動通信網(株)」の研究開発成果の開示について(四、九二五)に沿って行うこと並びに⑥顧客情報の使用に当たっては「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」を遵守することからなる。他の大型の企業結合の事案(我が国における電気通信事業者の主な企業結合の事案については、電気通信紛争処理委員会「平成二四年度年次報告」三〇頁(平成二五年)参照。)としては、日本テレコム株式会社と日本国際通信株式会社の合併(平成九年八月四日付け認可、同年一〇月一日付け合併。郵政省「日本テレコム株式会社と日本国際通信株式会社の合併認可」(同年八月四日付け報道資料)参照。)、国際電信電話株式会社と日本高速通信株式会社の合併(平成一〇年一月二日付け認可、同年十二月一日付け合併。郵政省「国際電信電話株式会社と日本高速通信株式会社の合併認可」(同年一月二日付け報道資料参照。))、東京通信ネットワーク株式会社と株式会社アステル東京の合併の認可(平成一一年三月一六日付け認可、同年四月一日付け合併。郵政省「東京通信ネットワーク株式会社と株式会社アステル東京の合併の認可」(同年三月一六日付け報道資料)参照。)、第二電電株式会社、ケイデイ株式会社及び日本移動通信株式会社の合併の認可(平成一二年九月一日付け認可、同年一〇月一日付け合併。郵政省「第二電電株式会社、ケイデイ株式会社及び日本移動通信株式会社の合併の認可」(同年九月一日付け報道資料)参照。)、ケイデイデーアイ株式会社と株式会社エーユーの合併の認可(平成一三年九月一三日付け認可、同年一〇月一日付け合併。総務省「ケイデイデーアイ株式会社及び株式会社エーユーの合併の認可」(同年九月一三日付け報道資料)参照。))並びにジェイフォン株式会社、ジェイフォン東日本株式会社、ジェイフォン東海株式会社及びジェイフォン西日本株式会社の合併の認可(平成一三年一〇月四日付け、同年一一年一月一日付け合併。総務省「ジェイフォン株式会社ほか三社の合併の認可」(同年一〇月四日付け報道

資料）参照。）を挙げることができようが、これらの事案については、それぞれの報道資料を見る限り、いずれも条件が付されているとの説明がなされていない。

- (10) 情報通信審議会・前掲注（一）・八一頁参照。
- (11) 情報通信審議会「IT競争政策特別会最終答申（草案）に対する意見及びそれについての考え方」八九頁（平成一四年）参照。
- (12) そのほか、当該条件が（必要）最小限度のものであること及び当該登録、認可等を受ける者に不当な義務を課することとなるものでないことも確保しなければならない。
- (13) この論点のほか、当該制度の対象たる企業結合が合併等に限られており、他の会社の株式の取得又は所有のように複数の法人がそれぞれの法人格を維持しつつ「固い結合」を形成する行為（典型的には、一〇〇パーセント子会社の設立等）が当該制度の対象とされていないことにかんがみ、当該行為も当該制度の対象とすべきではないかという論点も考えられる。しかしながら、仮に当該行為により競争に悪影響が生ずるおそれが見込まれるとしても、当該悪影響が、合併等によって発生する法人が行うことが懸念される内部相互補助等単独での反競争的行為に起因する悪影響と異なり、当該複数の法人が連携することを前提とするものであることにかんがみると、この論点については「連携」に関する法的問題と捉えるべきものと考えることができよう。そこで、この論点については、この節における「企業結合」に関する法的問題としては敢えて取り上げず、次節における「連携」に関する法的問題に関する考察において必要に応じて言及するにとどめることとする。
- (14) ただし、特定無線局の包括免許人の地位の承継の審査については、二七条の四。
- (15) ただし、特定無線局の包括免許人の地位の承継の審査については、二七条の二第二項。
- (16) ただし、特定無線局の包括免許人の地位の承継の審査については、二七条の四の第三号。
- (17) ただし、電気通信業務を行う特定無線局（以下この章において「電気通信業務特定無線局」という。）が満たさなければなら

い事項は、特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令七二号。以下この章において「特定無線局根本的基準」という。）
二条各号に掲げられている。

(18) ただし、電気通信業務特定無線局については、特定無線局根本的基準二条五号に「それらの局を開設することが電気通信事業の健全な発達と円滑な運営とに寄与すること」が掲げられている。

(19) ただし、その局が電気通信業務特定無線局が特定基地局である場合については、特定無線局根本的基準二条四号に「それらの局が・・・当該特定基地局の開設指針の規定に基づくものであること」が掲げられている。

(20) 他の開設指針における電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関連する定め例については、林秀弥・福田雅樹「無線通信分野における免許人及び認定開設者たる地位の承継に関する経済法上の諸問題」電波法、電気通信事業法、そして独占禁止法・法政論集二四八号三二頁注二九（平成二五年）参照。

(21) 電気通信業務用無線局の範囲は、電気通信事業法二条六号の電気通信業務並びに同法一六四条一号及び二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局（地上一般放送局を除き、対地静止衛星に開設するものにあつては、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とするものを含む。）に限定されている。しかしながら、電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する審査の際に視野に入れるべき電気通信事業の範囲については、これを限定することを内容とする定めが見当たらない。

(22) 林・福田・前掲注（二〇）・二四頁・二五頁参照。

(23) 林・福田・前掲注（二〇）・二五頁参照。

(24) 電波法一〇四条の二第一項の規定に基づき許可に付する条件については、「公共の利益を増進し、又は・・・許可・・・に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、かつ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないもの

でなければならぬ」とされている（同条二項）が、許可の審査に当たっては電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与への影響が問われることが根本的基準又は開設指針において定められていることにかんがみると、電気通信事業法一六三条一項の規定に基づき認可に付する条件が「認可・・・に係る事項の確実な実施を図るため必要」な条件でなければならぬこと（同条二項）に関連して前述した困難に直面するものではないことが認められよう（ただし、このことは、電波法一〇四条の二第一項の規定に基づき許可に付する条件が同条二項との関係で当然に問題がないものであることを意味しない）。

(25) このことに関し、林・福田・前掲注（二〇）・二四頁・二五頁参照。

(26) 持株会社たる日本電信電話株式会社は、その業務の範囲がNTT東西が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること、NTT東西に対し必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことの三件並びにその目的（NTT東西がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、NTT東西による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと（NTT法一条））を達成するために必要な業務に限定されている（NTT法二条一項及び二項）ことから、この章における考察においては措く。

(27) 電気通信法制研究会編『逐条解説 電気通信事業法』三二二頁（第一法規出版、昭和六二年）参照。

(28) 総務省「NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】」一頁（平成二三年）参照。

(29) 総務省・前掲注（二八）参照。

(30) 総務省・前掲注（二八）・三頁参照。

(31) 必須業務用資源に関し、NTT東西からの受託業務を主たる業務とする子会社等の経営資源についても必要に応じて考慮すると

付言されている（総務省・前掲注（二二八）・三頁注五参照。）。

- (32) 総務省・前掲注（二二八）・三頁参照。
- (33) 総務省・前掲注（二二八）・四頁参照。
- (34) 総務省・前掲注（二二八）・四頁・五頁参照。
- (35) コンテンツ提供事業者の多くが電気通信事業法一六四条一項三号の電気通信事業を営む者であることについて、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」七七頁注一六（平成二十一年）参照。
- (36) 公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第一の四（一）（平成一六年制定、平成二十三年最終改定）参照。
- (37) 十分慎重を期すべきことの例外とすべきかもしれない稀な場合としては、当該企業結合をした者が仮に新たに電気通信事業法九条の登録をしようとしても同法一二条一項四号に掲げる必要的登録拒否事由（その電気通信事業の開始が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者）に該当することを理由として登録が拒否されるような者である場合が挙げられよう。
- (38) この章においては、無線局としては専ら電気通信業務用無線局を念頭に置いており、特定基地局としては専ら二七条の二第一項一号の事項（電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信）に係る特定基地局を念頭に置いていることを想起されたい。
- (39) 持株会社たる日本電信電話株式会社を当事者の一方とする場合は、ここでは念頭に置かないものとする。
- (40) 郵政省編『平成一二年版 通信白書』八三頁（ぎょうせい、平成一二年）参照。
- (41) 総務省「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のＬモードサービスに関する許可及び認可」（平成一三年四月一八日付け報道資料）参照。

- (42) 情報通信審議会「NTT東西のLモードサービスに関する主要論点についての考え方」（総務省「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社のLモードサービス提供に係る許可及び認可に関する答申」（平成一四年三月一六日付け報道資料）別紙（情報通信審議会「答申書」）の別添）二頁・四頁参照。
- (43) 情報通信審議会・前掲注（四二）「答申書」参照。
- (44) 総務省・前掲注（四一）参照。
- (45) 情報通信審議会・前掲注（四二）「考え方」三頁・四頁参照。
- (46) 情報通信審議会・前掲注（四二）「答申書」参照。
- (47) 電気通信事業会計規則（昭和六〇年郵政省令二六号）六条参照。
- (48) 情報通信審議会・前掲注（四二）「考え方」五頁参照。
- (49) 競争事業者がブラウザフォンサービスの提供のために設置するアクセスポイントの番号をLモード端末に対しNTT東西のアクセスポイントと同一の条件で付与できるように措置すること、競争事業者がアクセスポイントを設置してNTT東西のLモードサービスと同等のサービスを提供することができるのに十分な技術条件を開示すること及びLモード端末を共用プラットフォームとするために、既に製造工程にある端末を除き、Lメニューの内容に入る前の第一頁等においてLモード、Lメニュー等に特化した表示を行わないよう検討すること。
- (50) NTT東西のアクセスポイントから他事業者のゲートウェイへのアクセスを可能とすることについて、他事業者から請求があった段階で検討を行うこと。
- (51) NTT東西のゲートウェイにおいて他事業者が設定するメニュー画面を第二頁又は第三頁において利用者が選択できるようにすること及び第二頁において措置する場合には選択の表示方法において他事業者が設定するメニュー画面とNTT東西自身が設

定するメニュー画面との間に不公平がないようにすること。

- (52) 情報通信審議会・前掲注(四二二)「考え方」一一頁参照。
- (53) 情報通信審議会・前掲注(四二二)「答申書」及び情報通信審議会・前掲注(四二二)「考え方」一一頁参照。
- (54) 総務省・前掲注(四二二)のほか、情報通信審議会・前掲注(四二二)「考え方」参照。
- (55) 電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申」IT時代の競争促進プログラム」(平成二二年)参照。
- (56) 情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」二頁及び一七頁(平成一四年)参照。
- (57) 公正取引委員会「総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」Ⅱ【再掲】(平成一三年制定、平成二四年最終改定)参照。
- (58) 情報通信審議会・前掲注(五六)・一七頁・一八頁参照(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者については、第一種指定電気通信設備のボトルネック性から、その設置自体に市場支配力を認め得ることから、第一種指定電気通信設備を設置することをもって当然に市場支配的な電気通信事業者と位置付けられると説かれている)。
- (59) 情報通信審議会・前掲注(五六)・一七頁・一八頁参照(移動系の支配的事業者については、第二種指定電気通信設備が第一種指定電気通信設備のような強い独占性を有するものではないことから、第二種指定電気通信設備の指定とは別に、市場における収益のシェアその他の事情も勘案した上で、一定の市場支配力が認められる電気通信事業者について支配的事業者としての指定がなされるものと説かれている)。
- (60) 情報通信審議会・前掲注(五六)・一七頁参照。

- (61) 電気通信事業のうち、専ら一の者に電気通信役務を提供する電気通信事業、同一構内等小規模な電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業及び電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する第二種電気通信事業については、電気通信事業法の制定当初から、同法の規定を適用しないものとされていた（平成一五年法律一二五号による改正前の電気通信事業法九〇条）。
- (62) プラットフォーム事業及びコンテンツ・アプリケーションレイヤーの事業の多くは、電気通信事業法一六四条一項三号の電気通信事業であると考えられている。このことについて、情報通信審議会・前掲注（三五）・七七頁注一六参照。
- (63) 公正取引委員会〓総務省・前掲注（五七）・Ⅱ【再掲】一（二）参照。
- (64) 次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会「IMT-2000上のビジネスモデルの発展に向けて―新たなプラットフォームの能力が最大限発揮される環境整備と利用者保護ルールの創造のために―」（平成一三年）。
- (65) 次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会・前掲注（六四）・六一頁・六三頁参照。
- (66) 次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会・前掲注（六四）・六三頁・六五頁参照。
- (67) 次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会・前掲注（六四）・八二頁・八三頁参照。
- (68) このほか、電気通信事業者以外の分野の事業者のプラットフォームのビジネス分野への参入に関し、参入に対するインセンティブを与えることは合理的であるとした上で、インセンティブの一つとしてMVNOが参入しやすい事業環境を整備すべきであるとの意見を紹介しているが、この意見については、MVNOの活動が当時の電気通信事業法の下でも実現できることを指摘した上で、法制度との関係等を個別具体的な事例に則しながら検証していくべきであるとするにとどめている（次世代移動体通信システム上のビジネスモデルに関する研究会・前掲注（六四）・八四頁・八五頁参照）。
- (69) この研究会の最終報告書に四箇月先んじて公表された情報通信審議会・前掲注（五六）においては、市場支配力を有するとされ

る電気通信事業者が上位レイヤーにおいて行う反競争的な行為については、今後の新たなビジネスモデルの出現や競争の実態等を踏まえ、具体的な禁止行為類型の充実を図るべきこと（一九頁）、NTT東西による電気通信事業者に該当しない子会社を通じた上位レイヤーへの進出等を視野に入れつつ公正競争確保の在り方を検討すべきこと（三二頁）等が提言されている。この研究会については、同審議会の「ワーキンググループの一つのようなもの」として設けられたものであると説明されている。このことについては、情報通信審議会IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会競争政策・ユニバーサルサービス委員会競争進展作業部会第二回会合（平成一三年八月九日）速記録〔南事業政策課調査官発言〕参照（http://war.pnll.go.jp/info.rndljp/pid/258151/www.sounmu.go.jp/joho_tsunin/policyreports/joho_tsunin/it/010809_3.html）。

(70) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会「電気通信事業分野におけるブロードバンド競争政策の在り方」（平成一四年）参照。

(71) 単一の事業者が複数のレイヤーの事業を一体として展開する場合のビジネスモデルをいう（情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・一七頁参照）。「垂直統合型ビジネスモデル」は、「レイヤー縦断型のビジネスモデル」（情報通信分野の各レイヤーの必要な部分を組み合わせてサービスを提供する事業を営むビジネスモデルをいう（同・八頁注五参照））の一種として登場してきたものであるが、「レイヤー縦断型のビジネスモデル」としては、「垂直統合型ビジネスモデル」のほかに、「協働型ビジネスモデル」（複数の事業者がそれぞれの得意とするレイヤーの機能を組み合わせて協働する場合のビジネスモデルをいう）があるとされる（同・一七頁参照）。

(72) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・一七頁・一八頁参照。

(73) NTT東西による投資については、臨時行政調査会が日本電信電話公社の民営化に関する提言に当たり「合理化推進の観点から、業務範囲については公益上支障のない限り、大幅にこれを認め、弾力的投資活動を行わせる」べきであるとしたこと（臨時行政

- 調査会「行政改革に関する第三次答申・基本答申」第五章一（三）イ（キ）参照。）に依拠して、「電電公社の民営化に際して」彈力的投資活動を行わせる」観点から、一定の例外的な場合を除き原則自由とされ」たと説明されており、NTT東西の子会社が営むことができる業務の範囲についても「特段の規制はない」と説明されている（情報通信審議会・前掲注（五六）・三二頁参照。）。
- (74) この研究会においてこのビジネスモデルについて検討がなされていることと情報通信審議会との関係について、前掲注（六九）参照。
- (75) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・一八頁注一二参照。
- (76) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・二二頁参照。
- (77) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・二二頁参照。
- (78) 現在の電気通信事業法三〇条三項二号に掲げる行為に相当。
- (79) 現在の電気通信事業法三一条に相当する規定によるもの。
- (80) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・二三頁参照。
- (81) なお、NTT東西の子会社等が電気通信事業者でない場合には、NTT東西が当該子会社等を競争事業者よりも不当に優先的に取り扱うことが禁止行為（現在の電気通信事業法三〇条三項二号に掲げる行為に相当する行為）にも該当しない。
- (82) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・二三頁・二四頁参照。
- (83) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・二五頁参照。
- (84) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・二六頁・二八頁参照。
- (85) 現在の電気通信事業法三〇条三項三号に掲げる行為に相当。
- (86) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注（七〇）・二八頁参照。

- (87) 情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境の整備の在り方に関する研究会・前掲注(七〇)・一八頁・一九頁参照。
- (88) 不当な規律・干渉の相手方として既に掲げられている事業者に該当しないコンテンツ・アプリケーションを提供する事業者としては、コンテンツの製作者等が念頭に置かれている。コンテンツプロバイダ等適用除外電気通信事業者は、既に不当な規律・干渉の相手方として既に掲げられている。このことについては、情報通信審議会IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会第七回会合(平成一四年七月三〇日)議事録〔南事業政策課調査官発言〕参照(http://warp.ncl.go.jp/info.ncl.jp/pid/258151/www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/tv/020730_3.html)。
- (89) 情報通信審議会・前掲注(一)・八八頁参照。
- (90) 総務省「ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会」最終報告書の公表(平成一七年八月一〇日付け報道資料)及びユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会「ユビキタスネット社会を担うプラットフォームの展望〜ICT産業の競争力強化に向けて〜」i頁・ii頁(平成一七年)参照。
- (91) ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注(九〇)・三八頁・三九頁参照。
- (92) ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注(九〇)・三八頁・三九頁参照。
- (93) ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注(九〇)・五〇頁・五一頁参照。
- (94) ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注(九〇)・七三頁・七四頁参照。
- (95) ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注(九〇)・七三頁・七四頁参照。
- (96) ユビキタスネット社会におけるプラットフォーム機能のあり方に関する研究会・前掲注(九〇)・七四頁参照。
- (97) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について、新競争促進プログラム二〇一〇」(平成一八年)一頁参照。

- (98) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・九四頁参照。
- (99) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・六九頁・七三頁参照。
- (100) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・三二頁・三四頁参照。
- (101) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・八七頁参照。
- (102) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・六九頁参照。
- (103) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・六九頁参照。
- (104) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・六九頁参照。
- (105) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・三四頁参照。
- (106) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・四四頁参照。
- (107) IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会・前掲注（九七）・八七頁参照。
- (108) 総務省「新競争促進プログラム二〇一〇」の公表（平成一八年九月一九日付け報道資料）参照。
- (109) 総務省「新競争促進プログラム二〇一〇」一（平成一八年九月一九日制定）参照。
- (110) 総務省・前掲注（一〇九）・二一・参照。
- (111) 総務省・前掲注（一〇九）・二一・（七）及び（八）参照。
- (112) 総務省「新競争促進プログラム二〇一〇」（平成一九年一〇月三日改定）参照。
- (113) 総務省「新競争促進プログラム二〇一〇」（平成二二年六月二六日再改定）参照。
- (114) 総務省・前掲注（一一二）・二一・（八）（c）参照。
- (115) 総務省・前掲注（一一二）・二一・（二）（e）参照。

- (116) 総務省・前掲注(一一三)・二二(九)参照。
- (117) 総務省・前掲注(一一三)・二二(八)(c)参照。
- (118) 総務省「通信プラットフォーム研究会」最終報告書の公表(平成二十二年一月三〇日付け報道資料)参照。
- (119) 通信プラットフォーム研究会「通信プラットフォームの在り方」(平成二十二年)参照。
- (120) 総務省・前掲注(一一三)・二二(八)(c)参照。
- (121) 通信プラットフォーム研究会・前掲注(一一九)・二四頁注二九参照。

【付記】

本稿は、電気通信普及財団平成二二年度助成研究「プラットフォーム事業者を核とする企業結合・提携に関する法・政策上の課題についての総合的研究」(研究代表者：福田雅樹)及び平成三三年度助成研究「電気通信分野における市場支配的事業者規制に関する国際的フレームワークの構築・規制の「統合」と政策の「個別化」という観点から」(研究代表者：林秀弥)の成果の一部並びにJSPS科研費二三三〇〇七〇(研究種目：基盤研究(C)、研究代表者：福田雅樹、研究課題：価格圧搾に対する一般競争法の規定による規律に関する研究)及び二三三三〇〇五四(研究種目：若手研究(B)、研究代表者：林秀弥、研究課題：放送・通信分野の企業結合における「二元規制」の在り方に関する総合的研究)の各助成による研究の成果の一部からなるものである。

なお、本稿の記述のうち意見にわたる部分は、筆者らが現在属している組織若しくは過去に属したことがある組織又は筆者らが現在参画している総務省の検討会等若しくは過去に参画したことがある検討会等の見解を示すものではなく、すべて筆者らの個人的な見解に基づくものである。